

平成29年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月21日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	平 塚 直 樹
教 育 次 長	山 本 康 義	監 査 委 員 長 事 務 局 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	日比野 丸利子
--------	---------	-----	---------

書 記 熊 崎 響

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝よりまことにありがとうございました。最後までよろしく願いを申し上げます。

日程第 1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

6 番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○6 番（杉原克巳君） 皆様、おはようございます。

本日は早朝より大雨の中、お足元の悪い中、また御多忙中のところ議会に傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

きょう、あすの 2 日間にわたりまして、議員14名が多面的にわたりまして質問をさせていただきます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、5 点にわたり質問をさせていただきます。

まず 1 つは、田植えもこの18日の日曜日にほぼ全地域も終わったかと思います。今後はきょうの質問の第 1 番目でございますジャンボタニシ対策をどうするかでございます。このジャンボタニシは用水の壁に二、三カ月にわたりまして数千匹の卵を産むというようなことでございまして、この対策というものは水稻耕作者にとりましても一番の難題でございます。したがって、きょうは行政のほうに、この問題につきましてどう対応していただけるかということ質問したいというふうに思っております。

2 つ目は、小型無人機「ドローン」の活用についてでございます。

3 つ目は、ふるさと納税の現状と、先般来、高市総務大臣が再四再三にわたり通告というんですか、要するに寄附金は返礼品の 3 割以内に抑えてほしいというような通達を出しておりますが、行政はそれについてどういうふうに考えておられるかということもお聞きしたいと思っております。

4 つ目は、ほかの議員の方もこの一般質問で 4 名の方が質問されますが、岐阜市を中心とした連携中枢都市圏構想の参加についてでございます。

そして5番目は、私が非常に関心がございます農村地域工業等導入促進法の一部の改正案がこの6月2日に国会で承認をされました。もう公布がされました。そのもたらす経済効果はどのようなものがあるかということ都市整備部長にお伺いをしたいというふうに考えております。

以上の5点、質問席より質問をさせていただきますから、どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、外来種ジャンボタニシの駆除の支援ということで、都市整備部長にお伺いをいたします。

昨年は市内各地にジャンボタニシの生息が確認をされていることは御承知かと思えます。ことしもジャンボタニシに悩まされるシーズンが到来しました。先ほども言いましたように、田植えも18日前後に終わりました、早いところからいいますと、3日から1週間ほど経過し、特に水稻の苗、これは田植えの3週間程度が一番要注意時期だというふうに聞いております。したがって、まさにその時期に今、立ち入っておるようなわけでございます。

ジャンボタニシは何でも食べるため、水稻の苗、やわらかい草、レンコン（幼葉）、といったのは、芽の中に存在する未発達葉のことらしいです、など、ほかにも魚などを食べると言われております。また、先ほども言いましたように、用水の壁に赤い卵を産みまして、二、三カ月で数千匹の卵を産むというようなことで、この駆除に大変耕作者も悩んでおるようなわけでございます。

本市は一級河川の犀川と五六川より繁殖したとも言われておりまして、昨年はほぼ全地域で生息が確認されたようで、米の収穫者も大変減少で悩んでおるようなわけでございます。

今日、水稻耕作者の関心は、何回も申し上げるようですが、ジャンボタニシをいかに駆除するか、被害をなくすかであります。そこには個人の対応には限界があるかと思っております。

そこで、今後の駆除対策をどのように行政は考えておられるか質問をいたします。

昨年は、行政はジャンボタニシの駆除のためにみずほ資源環境組合に委託されたというふうに伺っております。常用で2人の方が対応したというふうに伺っておりますが、それで十分対応できたか、またどのくらいの量の駆除をされたかということをお聞きしたいと。

耕作者は効果面から見ると、やっぱり臨戦態勢をとりまして、一気呵成に各地域、各自治区単位で多人数による応援体制を組みまして捕獲作戦を期待しているが、行政はどう対応を考えておるか、最初に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

それでは、杉原議員の御質問にお答えします。

少し御質問の中で訂正の部分があると思いますので、そこも含めてお答えしたいと思います。

昨年度は市内の多くの水田にはジャンボタニシが発生し、皆様には駆除に大変御努力いただいたと思います。

まず、ことしの現状についてお話ししますと、昨年同様に農業振興地域についてはみずほ資源環境組合さんが農地維持の共同活動として駆除を行う計画と聞いております。これ以外の地域につきましては、市が臨時の職員を2名雇用いたしまして駆除を始めています。これらの駆除は国とか県の補助金を活用して実施しているところでございます。

また、ことしはJ A ぎふさんがジャンボタニシ駆除剤の納入価格の一部を補助し、特別価格で販売していただけるため、多くの方が利用されると思いますので、こちらの成果も期待できるのではないかとこのように考えております。

自治会によっては当番を決めて地域を巡回し、卵を水路に落とすなどの駆除作業を地域ぐるみで取り組まれているところもありますので、各農家の方にも引き続き自分たちの農地だという意識を持っていただいて、ジャンボタニシの撲滅に御協力をいただきたいというふうに思います。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 農振地域はみずほ資源環境組合がやってくれるんですけど、農振地域以外のところも当然ジャンボタニシというのは用水路にへばりついておると思うんですけど、そこら辺もあわせて、みずほ資源環境組合は補助金団体でございまして、国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1ということで、これは補助金で運用されておる団体でございまして、ここは農振地域だけというそういう考えじゃなくして、やはり先ほど言いましたように、五六川、犀川、犀川のほうはちょっといいんですけど、五六川は農振地域以外の方も水田に用水として使用されておられますから、そこら辺も前向きに検討していただければなあというふうに思っておるわけでございます。

では次に、2つ目の質問でございまして、過去の生息域と駆除数量について、被害状況を当然把握されておると思いますが、もしわかりましたら、その数量もここでお知らせを願いたいということと、今後、耕作放棄地が当然ふえてまいります。ジャンボタニシもそれに追随して拡大する予測が多うございます。その対策というものは準備をされておるかどうかということとをあわせて質問させていただきます。都市整備部長、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 被害状況、それから駆除の状況について答弁させていただきます。

生息域としては市内全域にわたって生息しているという状況でございます。

昨年の被害状況については、農業共済組合の保険対象のデータによりますと、水田面積で1.77ヘクタール、減収量でいいますと4,900キロでございました。

駆除した数量は、農業振興地域では自治会単位の活動で14回、ちょっと数量値では把握してございませんが、それ以外の地域では、市の先ほど申し上げました2名の臨時職員が約100日間、重量としましては8,190キロを駆除いたしたところでございます。

それから、今後の対策準備ということで申し上げますと、ジャンボタニシの発生量については、特に昨年度、急に増加したというような状況でございます。このような状況の中で、先ほどお話ししましたように、JAぎふさんによる防除剤の一部補助、それからそれによりまして田植え直後の10日間ぐらいの間に水田周りに散布することによって効果があるというふうに考えております。

市としましては7月に卵を落とす、捕殺する、2月には耕うんによる駆除等、広報で駆除する時期に応じた方法でお知らせをしております、皆様のお力をおかりして駆除を行っていただけますよう、今後とも少しでもその被害が減るよう御協力をお願いしたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうも都市整備部長、ありがとうございます。

では、続きまして2つ目の質問でございしますが、小型無人機「ドローン」の活用でございす。

昨今、空の革命といって小型無人機「ドローン」が社会問題として脚光を浴びています。

実は昨年、一般質問で行政分野でもドローンの活用を考えているかとの問いに対して、総務部長より無人航空機の操縦については飛行経歴、知識、能力の基礎的な基準が国土交通省より示されており、操縦者にはその基準を満たすための訓練も必要になりますと。そのため無人航空機を保有する企業等があれば、災害協定を結ぶということも含め、無人航空機の活用について検討したいと考えておりますという答弁をいただいております。

そこで、質問いたします。

総務部長でございますが、昨年の質問から9カ月経過をいたしました。その間、どのような検討をされたか、その内容、意見、導入反応についてお示しをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの杉原議員のドローンについての御質問でございますけれども、防災におけるドローンの活用についての御質問と理解して御回答させていただきます。

ドローンの活用方法としては、災害発生後の被災状況の確認が上げられます。これは災害に

よる道路の寸断、土砂災害の発生等により、人、車両等が立ち入りのできない場所について、ドローンを飛ばすことにより、災害の様子、被害状況等が確認できるものです。平成28年4月の熊本地震の折にも、土砂災害現場等における情報収集手段の一つとして活用がなされています。

瑞穂市においては、災害の状況にもよりますが、基本的には平野部であるため、ドローンでなくては災害状況の確認ができないという事態の発生は多くはないと考えられます。このため、ドローンの活用に関しましては、災害の状況等を確認する有効な手段の一つであると認識しておりますが、導入等に関して緊急性はないと考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 他市町の状況、総務部長はわかっておられると思いますけど、本巣市も地元の、要するにドローンを扱ってみえます業者さんと手を結びまして、クイックレスポンスで対応できるというようなことで、去年に業者さんとの間で提携を結ばれたということでございます。また、北方町も同じようなことで前向きに検討されておられるわけですが、瑞穂市はそういう今のことだとまだ時期尚早ということでございますが、先般も政府のほうでも、安倍総理が成長戦略の素案の中で、移動分野で小型無人機ドローンを活用する方針を打ち出しておると。その背景を考えますと、もうドローン機能はまさに日進月歩の技術開発と、それから性能の向上面も高まってきているような状況なんですよね。もう今、まさに行政分野から産業分野まで、この活用というものを前向きに考えておられます。もう行政機関も、県のほうも、要するに研究段階から運用段階に入ったというようなことも記事で目にしました。新しい産業分野の開拓というようなことも言っておられますが、そこら辺のことをよく御理解をいただきまして、もう今まさにきょうも大雨なんですよね。いつ土砂災害があるかわかりませんよね。そういうときに隣の市町がドローンで情報をキャッチしておるのに、瑞穂市は人海戦術で車で巡回しておるようなことでは私は情けないというふうに思っておるようなわけでございます。そこはよく上層部と相談をしていただきまして、前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

といいますのも、次、都市整備部長にも活用方法を交えながら質問しようかというふうに思っておったわけでございますから、今、総務部長からそういうお話を聞きましたもんで、ちょっと私も気が、余り質問しても、行政がそういう対応ならということなんですけど、まさに今、インフラ整備の老朽化が進む中、特に橋の点検には作業員が直接点検しなくても、点検の正確性、作業時間の短縮、安全性が確認できるということで、利点が実証されております。

さらに、私は農業従事者の立場から言いまして、本市においても野生鳥獣、中でもカラスによる柿の被害が深刻化しております。現在、銃器による駆除とか、ロケット花火、私もやりま

した。それから防鳥糸による追い払いも、これも措置を講じておりますが、なかなかその効果の域は出ていないような状況なんですね。

それで、私はドローンによる追い払いということはできないかなあと。要するに、銃器の音のあれを何かテープを積んでそれで察知して回るというのも、これも費用と効果、要するに人海戦術ばかりでやっておるのもなかなか大変ですから、こういうことは今まさにドローンは文明の利器だと思うんですよね。それを活用するということは、私、必要な時期じゃないかなあというふうに、そういう意味からいいましたら、私はタイミング的にも今が一番いいときじゃないかなあと。要するにこの世の中の趨勢というものを見ましても、そういう感じがするんですが、そこら辺をあわせまして、都市整備部長、どういうふうにお考えを持っておられるか、お聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほどの杉原議員からの御質問の中で、私がお答えさせていただいたのは災害時におけるドローンの活用でございまして、その内容について、もう少し他市町の状況をお話しされましたので、お答えさせていただきます。

近隣の北方町、本巢市のお話がございましたけれども、本巢市と北方町におきましては、測量等の業務を行っている岐阜市、本巢市の企業と協定の締結をされておりますが、情報収集の一つの手段として考えておられ、特に本巢市では山間部における土砂災害の活用を考えておられるようです。

実際の災害時においては、各種支援の一環として関係団体によりドローンによる災害状況の収集が実施される可能性もあります。市においてドローンの導入を行うには、関係団体の防災協定の締結をいう手段が实际的であると考えております。

防災協定の締結においては、実際の災害時において対応が可能であること、そして安全性、即応性、信頼性等を考慮して相手方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今の杉原議員のお二つ御提案があったわけなんです、1つは今の5年に1回、瑞穂市の橋梁600橋近くを5年に1回点検する必要がありますので、ドローンを使用したらどうかということですが、この点検については、私どももなかなか技術者不足というところもありまして委託して点検しておるわけなんです、この点検についても岐阜県の橋梁点検マニュアルに基づいて、近接目視、それから触診、打音をといったような非破壊試験を併用して行っている状況でございます。

御質問のように、近年ではドローンを使った空撮画像によりまして点検ということも順次開発されているようでございますが、今の県内の統一のマニュアルの中でもドローンを使った点検というのが定義されておらないので、今のところはまだそこまで至っていない状況でござい

ます。

それから、カラス等の駆除も、先ほど議員もおっしゃるように、ドローンによって追い払うことはできても、絶対数を減らすことというのがちょっとできないなあというのが悩みの種というあたりで、今、岐阜県がカワウの卵の駆除にドローンを使って薬剤をまくというようなことを考えておるようでございますので、瑞穂市のほうもこれは活用できるような点がありましたら検討していきたいというふうに考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） ちょっときついことも言いましたんですけど、前向きにぜひとも。行政サイドは行政サイドの考え方もあるんですね。やはり小池さんが言いましたように、都民ファーストじゃないですけど、我々も市民ファーストで、議員もその代表として出てきておりますから、やっぱり市民の皆様の声もやはりお聞きをいただいて、そこら辺を前向きに柔軟的な発想で対応していただきたいなあというふうに考えております。

それでは、次に質問を移らせていただきます。

3 番目でございますが、時間の関係でちょっと急ぐかわかりませんが、ふるさと納税の現状と総務省の見直し通達の対応についてということでございます。

昨今、地方公共事業体は財源確保のため、ふるさと納税の競争が激化をしております。

寄附額の推移を見ますと、全国ベースで平成26年度400億円、27年度1,650億円、28年度は2,000億円を超えるペースで伸長しており、29年度もその状況変化は余りないように私は見受けております。

したがって、各自治体は寄附獲得のためアピールに懸命になっておるのが現状であろうかと思えます。中でも、返礼品にあの手この手を工夫し、地元特産品から豪華な返礼品で寄附を集めるケースが見受けられます。

そもそもふるさと納税の本来の趣旨は、生まれ育った地元へ恩返しできる制度で発足したわけでございます。その精神にもう一度立ち返るためにも、3月末日に高市総務大臣が競争過熱の歯どめをかけるために、寄附額の3割を上限の目安として、資産性の高いもの、高価なものを返礼品から外すよう、全国の自治体に4月1日付で大臣通知を出し要請をした旨も皆様も御承知かと思っております。しかし、悲しいかな、この通達には効力というものはないとのことでございます。その後、5月下旬に再度見直し通知が発行されました。

当市の返礼割合が納税寄附額の3割を超える返礼品は、私もパンフレットを見させていただいている限り、余り意識はしないでもいいふうに見受けております。そもそもふるさと納税は、都市部に比べて税収が少ない地方を応援するのが本来の趣旨と。返礼品の費用がかさむと自治体が独自の政策に使えるお金が減るため、上限の目安を示すことで自制を求めるようであると

も考えられております。それで、当市の状況を見ますと、総務委員会の協議会資料によりますと、平成28年度は8,767万円、26年度が150万円、27年度が259万円ということで、28年度の前年対比は34倍ほどの伸長を示しております。

そこで、企画部長に質問いたします。

本市が、28年度が前年比34倍ほどの大幅な伸びを示した要因は、取り扱いアイテムをふやしたためだと私は考えておりますが、そのほかに要因がありますか。

また、今後の方針として、地場産業、特産品のPRを重きに置くのか、寄附額にこだわるのか、そうしましてもう一つ、3点あわせて、ここで私、1つ体験型返礼品を実は提案させていただきます。

それは期間限定でございますが、富有柿の収穫体験とサボテン村の視察と、それから中山道の散策をセットにした、そういう新しい切り口で、そういう返礼品ばかりにこだわるんじゃないくて、そういう参加型の、要するに寄附をしていただけます方にそういう地域を見ていただこうと、再発見というんですか、そういうことも絡めた提案を実はさせていただきましたが、企画部長、この3点につきまして、御返答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） おはようございます。

ただいまの杉原議員の御質問のふるさと納税3点についてお答えいたします。

まず1点目ですが、ふるさと納税のお礼の記念品につきましては、瑞穂市以外にお住まいの個人の方を対象に贈呈しております。

この対象を平成28年3月までは3万円以上寄附していただいた方としておりましたが、4月から1万円以上の方とするとともに、お選びいただく記念品の種類をそれまでの17品目から67品目と増加させるなど大幅な見直しを行うとともに、民間事業者が運営するふるさと納税サイトから寄附手続きができるようにするなど、寄附をしやすい環境に整えたことが要因と考えております。

また、日本郵便との協定により東海4県内の郵便局に瑞穂市ふるさと納税のPRチラシを置いてもらうなど、広告活動に注力したことも大幅な伸びにつながったと考えております。

2点目ですが、今後の方針ですが、御質問のどちらか一方だけに注力するのではなく、バランスを考慮しつつ取り組むこととしています。

といいますのは、ふるさと納税を御縁としまして瑞穂市の特徴や特産品などを知っていただくことで、寄附者の皆様方には深い愛着を持っていただき、応援したくなる市とされることが望ましく、今後も瑞穂市の特産品をPRすることで、それを取り扱う事業者とともに瑞穂市の産業が活性化できればと考えます。

また、第2次総合計画にも歳入の確保としてふるさと納税を推進することとしております。

このため、ふるさと納税による歳入が大幅に減少することがないように取り組むことも必要と考えております。

3点目の体験型返礼品についてでございますが、昨年は「鮎のつかみどり体験と鮎づくし料理」ということでセットの事業や市内の食事券を記念品としましてお選びいただける御用意をしておりましたけど、これらの申し込みは極めて少ない状況で、これは、寄附金は全国から寄せられるため、実際に瑞穂市まで足を運ぶことができる方となると限定されるためと考えております。

例として示されました御提案についてでございますが、柿の収穫体験や中山道のお祭りは時期が決まっているため、寄附者様の御都合が合わない場合の取り扱いに難儀することと、これらの体験は自由に参加もできることから、ふるさと納税のお礼の記念品として取り扱うのは検討が必要と考えております。また、サボテン村見学については、事業者の意見を拝聴しながら魅力的な企画になるようであれば検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） もう一点御質問させていただきます。

次に、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用について質問をさせていただきます。

28年度の税制改正により企業版ふるさと納税が創設されました。これは国の地方創生の一環として創設されたものであります。国が認めた自治体の事業に寄附した企業の税負担を軽減するもので、企業が対象の事業に寄附すると、寄附額の6割が税金から差し引かれる仕組みとなっております。

県内の状況を見ますと、川崎重工業航空宇宙カンパニーが県事業に100万円を寄附したという記事も実は新聞で目にしました。ちなみに、3月末時点で市町の納税対象事業が9件認められております。

そこで、企画部長にお尋ねしますが、地方創生事業の企業版ふるさと納税制度を活用するお考えはあるかどうか、この1点、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの企業版ふるさと納税につきましては、まず企業からの寄附意思を募集する必要があります。昨年から瑞穂市のホームページで寄附者募集を掲載しておりますが、企業版ふるさと納税の取り組みに至る企業が見つかっていない状況でございます。

参考までに、昨年、ある企業から寄附のお申し込みがあり、企業版ふるさと納税での取り組みを検討してまいりましたが、寄附時期とか企業の決算期の関係などによりまして企業版ふるさと納税としての取り組みには至らなかったということでございました。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） ありがとうございます、企画部長。

続きまして、また企画部長にお願いをしたいと思っておりますけど、連携中枢都市圏構想の参加についてでございます。

今回、ほかの4名の議員の方も質問をされます。いかに関心度が高い問題であるかということがうかがわれます。

私は、行政から出していただきました提出資料、総務省、岐阜市のホームページをもとにちょっと質問をさせていただきます。

過日、全員協議会の席上、この構想についての概略説明がありました。

この構想の目的は、人口減少、少子・高齢社会において地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、行政・産業・福祉などの分野で岐阜市を中心に近隣市町と連携協力し推進するものと理解をしております。そこで、今回の構想案を見ましたときに、率直な印象として、市町村合併への第一歩の布石ではないかなあというふうに私は感じました。

先般の岐阜市議会の6月定例会で議員の一般質問の中に、連携中枢都市圏構想の答弁で細江市長は、連携する市町の個性を生かし、助け合い、高め合う制度と説明し、市町村合併とは違うと、水平補完だと強調をされた旨の記事を目にいたしました。これで私は今後の推移を見守りたいなあと思っておるわけですが、そこで構想の意義、それから提携施策のイメージ、想定されるメリットはアバウト理解をできますが、平成22年4月に設立されました本市も加盟しております岐阜地域広域圏協議会との相違点は何か。協議会に加盟しているメリット、課題、新たな都市圏構想に期待できる内容は何か。

また、この連携中枢都市圏構想が推進されると、岐阜地域広域圏協議会の位置づけはどうか、もしおわかりになりましたらお答えを願いたいと思います。企画部長、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの連携中枢都市圏構想についての御質問にお答えいたします。

岐阜地域広域圏協議会についてですが、この協議会は、古くは昭和47年に国の広域行政圏計画策定要綱を設置根拠に設立されまして、岐阜地域広域市町村協議会が前身となっています。

ただ、全国で合併が終息を迎える中、この国の広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月で廃止されたことを受けまして、岐阜圏域としましては新たにさまざまな広域行政課題に対応していくために、翌22年4月に6市3町、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町で任意で設立したのがこの岐阜地域広域圏協議会であります。

一方、今回の連携中枢都市圏は、自治法に基づく議会の議決を経て連携協約を締結する法的に担保された連携で、自治体同士が1対1で連携協約を締結することから、それぞれの自治体の特徴などを生かした柔軟な連携が図れるものであります。さらに国の財政措置が見込まれるため、連携促進の課題が解消されることも期待できるものです。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 次に、ホームページを見ますと、全国で61の市が実は指定されておまして、23の都市圏が現在形成されておるというようなことで、特に東海4県を見ますと、8市のうち、今のところ静岡市のみが、今、要するに実施段階であるということを認識しておるわけでございます。

この状況をどういうふうに捉えておられるかということですよ。といいますのは、ちなみにこれを見ておりますと、ここにあるんですよ、ホームページね。東海道メガロポリス地帯、それから関東太平洋岸の指定市の進行が非常におくれて、これを見ていますと、九州と裏日本地帯がこれを推進しておるような状況なんですね。

ですから、そこら辺は表と裏と何か地域性があるのか、これは個人的なあれでいいです。これも部長も当然資料に目を通されたと思うんですけど、最初にぱっと見られて、私が思うんですから企画部長はもっと早く感じられたと思うんですが、そこら辺、お考えだけで結構ですから、ちょっとお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの東海4県での連携が進んでいないことでありますが、確かに東海4県では岐阜市を含む豊田市、津市、四日市市、浜松市、静岡市、沼津市、富士市の8市のうち静岡市のみとなっていますが、今回の連携中枢都市圏は、制度上、財政措置として交付税措置が一つのメリットとなっております。

例えば、豊田市などは財政力指数が1.04と交付税の不交付団体になっておりまして、連携をしても財政措置がないことや、また津市においては平成18年に10市町村で既に合併をしております、圏域連携の必要がないこと、さらに四日市市や富士市などは中核市への移行を今検討しているところございまして、この連携は各圏域の状況によりさまざまであると思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） では、最後になりましたが、5番目の質問をさせていただきます。

都市整備部長でございますが、農村地域工業等導入促進法の一部改正する法案がもたらす経

済効果についてでございます。

この法律案は、２月28日に国会に議案提出され、題名の変更によりますが、農村地域への産業の導入促進等に関する法律として６月２日に公布されました。

また、先日、部長からも若干説明がありましたときに、これとあわせまして企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案も２月28日の国会議案に提出され、題名の変更による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称、地域未来投資促進法として６月２日に公布されました。

そこで、本市の中で農業振興地域内に生活する者として、この法律の改正はハードルが高く、実は市長にもいろいろお話しさせていただきましたけれど、念願の法律であるわけでございます。この法律改正のもたらす効果は、企業誘致による効率的な土地活用、それにより波及する経済効果として、地域住民の雇用の増大、多地域の土地利用の拡大、新たな財源確保等々、多くのメリットが私は期待できると考えております。

そこで、今我々の議会にも企業誘致に向けた土地利用基本構想策定のための業務委託料として998万円の補正予算案が上程されました。ぜひともこれを御承認いただき、即刻事業進行のためのプランづくりに傾注していただきたいものでございます。この事業は大型な事業のため、難題が予測されますが、ぜひとも強力に推進をしてもらいたいと切望しております。

そこで、都市整備部長にお尋ねをいたします。

この土地利用基本構想ロードマップ（行程表）、本市におけるメリットなど、今の段階においてお示しできる事項がございましたら、ここで御紹介をいただきたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど御紹介の法律につきましては、国会のほう、６月２日に改正されまして、題名も農村地域への産業の導入の促進等に関する法律というようなことになっております。これにつきましては、導入促進の対象となる業種が産業全般に拡大されたという大変大きな変更点になっております。公布後は２カ月以内にこの法律が施行されるということになっております。

今後、県のほうでも説明会等も詳細があると思いますが、我々、新聞紙上でお聞きしておりますと、従来の10ヘクタール以上の一種農地、これは原則手がつけられないものも、企業誘致のために計画をした中で使えるというような、非常に今までなかなか原則認められない土地利用ができるということも大変我々も期待しているところです。

今回の６月の補正予算に計上させていただきました企業誘致に向けた土地利用基本構想策定業務委託の中では、まず市全域を見渡して工業団地の複数候補地の選定、それからその比較とニーズ調査、市場調査による規模の算出、その後、道路の配置とか雨水調整池等整備方針の検

討とその概算工事費を算出して検討してまいりたいと思います。

その後、事業整備手法の提案と検討になります。その中で、農業振興地域の中での候補地となった場合での農村地域産業導入実施計画書の変更を行うと同時に、計画候補地の地権者の御意向を伺いながら次年度以降、そういう工業団地の実施設計に移っていきたいというふうに思っております。

農業振興地域内での候補地を検討する上で、今回の法律改正により対象業種が工業等から産業全般に変更になったわけなんですけど、進出企業の幅は広がりましたが、この法律の趣旨が農業従事者の就業が目的というようなところもございますので、既にあります農村地域産業導入実施計画をベースにして、既存の計画の中で企業の就業率が関係することもありますので、新たな企業誘致後の就業率とあわせて考える必要が出てくることから、これらが今後の課題になるというふうには考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 我々議員もぜひともこの事案を強力に推進をしていきたいというふうに思っておりますから、何分法律的な分野のことに关しましては何もわかりませんもんで、ひとつ、いろいろな機会を設けて説明をしていただきたいというふうに思っております。

私は、あと10分ございますからちょっとお時間をいただきましてあれなんですけど、この近隣の市町の状況、これは私も昨年の一般質問で質問させていただいておるわけなんですけど、本巢市は既に6つの工業団地が造成されまして、もう既に企業も稼働しておるというようなことで、ひとつ新たに昨年の一般質問でも申し上げましたんですけど、候補地を探しておるというようなことで、たしか9月の補正予算でその経費を議会に上程したというようなことも聞いておるようなわけでございます。

それで、本年に入りまして、各務原市が日本のトップメーカーでございますセラミックの日本ガイシさんを企業誘致したと。これは県とタイアップして、とにかくこの契約が締結できたのはスピード感があったというようなことも、私、お聞きしております。それで、今後の産業でございますから、第2次、第3次の、要するに工業団地もつくっておくというようなことで、遠大な構想でございますから、多治見市も前向きに考えておられるというようなことでございます。

そうしまして、各務原市、ここも県と共同で工業団地、テクノプラザに続きまして、新たに工場用地12ヘクタールを整備し、今年度中に全区画完売の見込みだというようなことでございますよね。そうしまして隣の羽島市、羽島市も羽島インターの南部東地域に22ヘクタールの用地で、ここも5社が進出しまして、8割が進出済みだと。2社も進出を検討しておると。残る3.3ヘクタールはホームページやパンフレットでPR中だと。岐阜市も、私もこれ、一般質問

で昨年質問させていただきましたんですけど、三輪、黒野両地域にこれまでの製造を中心としておりましたものづくり産業から、ほかに物流施設や研究開発施設も誘致対象に加えるよう見直しし、産業集積地の新設整備を本格的に着手するということで、もう今、ちょっと瑞穂市はおくれていますけど、そんなこと言っておっても何も事は進みません。これを一つのチャンスとして、全て何でもこれ、タイミングなんですよ。ですからまだ、先般も新聞を見ておりますと、岐阜県の企業動向なんかを見ておりますと、まだ規模拡大ですよ。要するに工場の増設ということも考えておられますから、そういう点ではいい環境にあると思うんですよ。ですからこれ、5年後と言っておりましたら、5年後はまたどうなるかわかりません。ですから、これはもう先ほど言いましたように、とにかく今回の予算を通していただいて、とにかく来年の3月までにはマスタープランを全部つくって、地権者と話を進めるというような、とにかくスピードアップした対応をしていただきたいなあというふうに切に思っておりますから、要望として、これで私の質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の杉原克巳君の質問は終わりました。

続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

雨の中を、足をお運びいただきまして、傍聴の皆様、ありがとうございます。

私が本日通告してありますのは、大きいテーマ、市民協働構築実現のためにで、大きい4つを一般質問したいと思いますが、それに先立ちまして、毎度、私は明瞭・簡潔・的確に御答弁くださいと申し上げてきましたが、これをもっと進化させることにいたしました。この言葉は漢語なんですね、要するに。これを日本語で言うことにしました。あと、明瞭・簡潔・的確というのは、考えてみたら内容しか言っていないんですね。ですから、話し方がすごく大事だとつくづくこのごろ思いましたので、これをモットーを執行部の御答弁、きれいな話し方、わかりやすく御答弁くださいと変えます。

変えた理由は、委員会に新しい執行部の方で見た方がとてもきれいにわかりやすく話されました。これ、1つ目。2つ目は、日曜日の水防訓練で司会進行をなさった方も大変聞きやすく、わかりやすく進行なさいました。3つ目、日曜日の午後、僕の私の考え方みたいな、昔の少年の主張ですね。あれで13人の小・中学生が大変わかりやすく、きれいな話し方をしてびっくりしました。ここ連日、これ、全部女の人です、今3つ上げたのは。執行部の職員の方も、水防訓練の司会進行の方も、小・中学生も、偶然だと思いますが、全部女子でした。

答弁書の棒読みは美しくありませんし、聞いていて聞きにくいです。私たちも通告に従って準備しますが、変える場合もあるわけですから、前の方の一般質問を聞いていて。ですから、

しっかり聞いていただきまして、きれいにわかりやすく、とっても難しいので私も修行いたしますので、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

ということで、4つの通告は、市民協働実現構築のために、1つ目は穂積小学校の駐車場に関する市民団体からの提案へどのように対応したか。この具体的な例をもとに、市は、2、市民協働をどう考えているのか。3つ目は、市民活動団体と今はどこのまちも言っております。私は今まで13年間に協働という言葉を使っただけでも5回、この一般質問や総括でやってきましたが、社会公益活動団体と公益をつけたんですが、これはもうやめます。今はどこのまちも市民活動団体で通っております。趣味とかじゃないんですね。地域の課題を解決する公益的な団体のことですが、市民活動団体に統一させていただきます。これを育成、支援するためのささやかでもまず場所をつくっていただきたいということ。4つ目は、市民活動支援事業を創設していただきたいと。この4点でございます。

まず1つ目ですが、そこに入る前に、ちょっと一つのエピソードからお話したいと思います。

私は、今、1つ新たな市民活動団体、瑞穂市に限りませんが、これを立ち上げております。社会で追い詰められている人々、障害とか、貧しさとか、老いとか、子育てとか、インフラ整備とか、幾らもありますが、追い詰められている人、特に私は障害に関しての立場なんです、この団体を立ち上げまして、そのチラシを西濃地区、岐阜市、地元配付中、仲間のひと。これの反応から、ここのまちがこういう市民活動事業にほとんど意識がないというか、非常に無理解じゃないかというのを新たに思いをしましたので、そのエピソードをお話します。

西濃地区では、大垣市から揖斐川町、大野町、ここを回りますと、新聞社に言うといいよというリアクションを複数受けました。しかし、追い詰められている人というのは、余り自分の名前を大々的に出したいくないんですね。ですから、これはとてもジレンマです。余り表立って言いたくないと。そういう中で立ち上げた活動団体事業です。

それから、瑞穂市で関係団体にまず配付しました。そうしたら、町の方がどういう人たちが何をしようとしているのか全然わからんと。私、その場で3回言い直されました。今言ったように、はっきり書きたくないんです、やる人たちは。もっとわからないように書いてとか、実名ではなくペンネームを使ってとかと言われるものですから、確かにわかりにくいチラシだとは思いますが、見た人たち、ほかのまちの、とは全然違うんですね。

3つ目に岐阜市に行きました。岐阜市はメディアコスモス、2階が図書館で1階が市民活動センターになっている。そうしたら、びっくりしました。カウンターの女性がチラシを見るなり、さっと横にあったチラシを出されまして、後で資料に配りますが、こんなきれいなブルーの裏表ですが、これをさっと出されて、チラシを見るやですよ。こっちの内容も聞かずにこう言いました。行政の方、よく聞いていただきたい。本来なら行政がやるべきことですが、手が

回りませんので、ぜひ岐阜市の人も誘っていただきまして、過半数いれば、岐阜市の登録団体にもなれますので、岐阜市でもやってください。補助金にも応募してください。本当にびっくりしました。これだけお金がもらえますと。後で資料をお渡ししますが。

それで、前日の瑞穂市の反応、それから西濃地区の反応とまるっきり違うんですね。こうなるとまいますと、私も市民活動団体、幾つも立ち上げてきましたので、もうほとんど消滅したり自分はほとんどかかわっていませんが、そのときの旧穂積町からの行政の対応が余りにひどかったんですね。何をやるかという。もう、にらまれた。敵視されました、ほとんど。そういう中で私は何十年もやってきましたので、これはやっぱり瑞穂市が抱えている意識の低さ、頭の中に市民活動団体に対する支援をしようとか、信頼がないというか、対応し切れないんじゃないかなというのが私の結論です。

それできょうのこの一般質問となりました。

ということで、通告の1に参ります。

まず例を挙げたいと思いますが、穂積小学校の駐車場に関して、市民団体から提案が出たと思います。

次の項目について、お聞かせください。

要望の内容、要望した理由、まずこの2つを一括でお答えいただきまして、お答えを聞いた後は、あと2つ、この要望を聞いて行政側はどのように検討し、これが3です。4つ目、それをどのようにまとめて、内容ですね、回答内容、どのようにまとめて回答したか。そしてどのような方法で回答したかと。回答方法と内容が4つ目になりますが、まず要望の内容と理由をどのように受けとめたか。これをお聞かせください。

以下、質問席でしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

今、くまがいさち議員から質問がありましたことに御説明させていただきます。

市民団体からの要望の内容と、そしてからその要望の内容に至った理由ということでございました。御説明させていただきます。

内容としましては、穂積小駐車場に関する市民団体からの提案の件でございますけれども、穂積小学校の東の校門の付近の土地についてでございます。小学校の駐車場として利用できないかというのが御提案の趣旨でございました。

実質、穂積小学校の朝の登校の状況についてちょっと説明させていただきますけれども、保護者が送ってくる車両が穂積小学校の西側の、道路を挟んだ西側に駐車場があるんですけれども、そこが大変混むんですね。それから、先生方も朝早くから見えて、その横断のために手伝っているという状況、ましてや朝の通勤時に重なりますので、駅のほうに車が抜けるというこ

とで大変混雑するということで、これは危ないし問題があるということがこの提案の理由でございました。

私どももその状況は把握しているということでございます。

以上、提案の内容と、どうしてこの提案をされたかという理由でございます。よろしくお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ほぼそのとおりだと思います。

今、西側に駐車場があるんですが、お答えいただきましたように、混雑する、そして危険であるという理由で、小学校の東側に空き地があるんですね。そこを駐車場にしたらどうかという提案でした。

では、次の3、4に行きますが、これをどのように検討し、どのようにその内容をまとめて、どのような方法で回答したかと、これをお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今のどのような検討をされたかということでございますが、実はこの話をいただく前に、やっぱり大変混雑しているという状況は知っておりましたので、空き地もあるということは私ども、認識しておりました。駐車場の件も当然考えていたんですけども、時間規制等がありますし、道路幅が狭いということと、入り口の間口が狭いということもありまして、駐車場以外のもので考えられないかということを考えていたということもあります。どちらかという、駐車場以外のところで考えたいというのが私ども行政側のほうに素案としてありまして、それで今回、余り多くは語れなかったんですけども、無理なんですという話を、申しわけないんですが、即答させていただいたことによって、提案された方がやっぱりもう少し説明が欲しかったのかなあというのは、私、今回感じております。

できるだけ可能な限り説明できればよかったのかなあというふうに感じておるというような状況でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） まあ、そういうことですね。

この方はもう10年以上、朝の交通当番の団体、私も会員になっているんですが、最近はいってないですが、私も長くしましたが、これをやった方です。

それで、この危険、混雑、ほかに私がお聞きしているのは、北側が信号がありますね、小学校の北側に、すぐ近くに。そして南側21号線の地下道になっているんですね。こういう場所で渋滞になると。特に雨の日なんか、まず迷惑だし、危険だし、そして子供たちは横断歩道でな

いところを渡るわけですね、先生たちも出てきて。非常に教育上もよくないのではないかと。

それからもう一つ、東側の空き地につきまして、その地主の方とも何か懇意か何からしくて、話を前から、そして今回もよく聞いて調査しているんです。この地主の方は、まず金額について、借地料は固定資産税分だけでいいと、既に23年ごろに伝えている。けれども間に入った方がだめでしたの一言だったんだと。そして、今回、一、二年前だと思うんですが、空き家等、等というのは空き地も入るわけですね。アンケートに答えて駐車場に使ってもらいたいと言ったと。けれども、市から何の返事もないと。そういうことまで調べられました。

ということで今回、現場を雨の日、しかも雨の日だったというんです、けさみたいに。非常に危険、渋滞、そして地主さんの方は何度も言っているのに返事がない。そして借地料も今より安いということで要望を出されたんですが、今、お答えいただきましたように、即答して、無理です、検討しませんと。

ですから、要するにここで申し上げたいことは、行政側には行政側の理由ってあったと思うんです、無理だという。でも、そのコミュニケーションが全く成立していない。そうすると、市民活動団体として本当に全身で心を込めて活動している団体にしてみたら、本当に行政は何も考えておらん。私らのことも認めておらんのやねという思いになると思うんです。これは私がずうっと経験してきましたから。もう当然その気持ちはわかります。

ということで、以下、市民活動団体、つまり市民協働というのは市民活動団体と一緒にまちづくりをするということですが、これについて、そもそも市はどのような認識を持っていच्छるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、今、市民協働をどのように捉えているかという御質問でございますけれども、まずまちづくり基本条例の中には協働という言葉があるわけですが、その定義は御存じのとおりでございますが、地域または社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、または市民、市議会及び市の執行機関がともにお互いの立場を尊重し、かつ信頼をし、協力して取り組むことをいいますというふうに定義をされています。もう少し平たく言いますと、お互いの立場を十分理解しがてら協力してまちづくりを進めていくということと考えております。

それで、今、校区のほうには校区のまとまりをつくりますよというお話を差し上げているわけでございますけれども、基本は、私、いつも思っているのは自治会がベースなんですけれども、自治会ができないことは校区で、校区でできないことは、もしかしたら中学校区かもわかりませんし、そこでできないことは市ということで考えておりますが、なかなか定着するまでは至っておらんことも事実でございます。今、防災・福祉ということを中心に各地域へできるだけ出かけていくように進めております。

また、先ほど杉原議員さんからもお話がありましたが、法律が変わって、これから工場誘致をいうところございましてやっぱり地権者の方と十分話し合う必要があろうかと思っておりますので、今後、やっぱり皆さんに協力していただく、そのためには私どもがどんどん出かけていくと。そして話し合いの場に皆さんと同じ立場になって話し合っ、そしてまちをどう変えていくかということで進めていきたいと思っております。

先ほどの小学校のことも、私のほうがしっかり丁寧に説明ができなかったことは事実でございますけれども、基本的には将来それぞれの小学校とかいろんな公共施設が、人口とか生徒数がどのようになっていくかも含めて、また建てかえも含めて、また社会の情勢が変わってきますので、それらを踏まえてきちんと対応ができるよう、総合的に考えるようにということで指示がしてあります。

駐車場だけでなく乗降される場所も、穂積小学校は特に特別な方がお見えになる部分があるかと思えます。去年、ことし特に目立つ部分がありますので、そのあたりも踏まえて、また将来どうなるかも踏まえて検討するようにということで話し合っておりますので、よろしくお願い致します。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） まずお礼を申し上げます。

丁寧な御答弁をいただきましたが、やっぱり今の答弁を聞いておりまして、市民活動団体という意識、認識はないんだなと思いました。

既成の団体ですよ、自治会とか校区というのは。市民活動団体というのは、まちづくり基本条例にありますように、第1条の目的にありますね、市民が主体のです。市民がみずからやるということなんです。ですから、私、これやるわ、これやりたいわといって団体を立ち上げるんです、市民が。それが市民活動団体。まずこの認識がやっぱり今までなかったのかなと思います。

それで、何をやるかといったら、地域の課題解決に団体で取り組むです。岐阜市では5人でいいそうです。しかも3人以上自分のまちの人がいればいいと。そうしたらよそのまちの人でも、私に頼むんですから、よそから来た人に。岐阜市でもやってくださいと。これぐらいの意気込みがないですよ。自分のまちの人にもないんですから。

地域の課題って何だろうと考えますと、ハードとソフトだと思います。ソフトだったら幾らでもあるわけで、子育て、つまり行き詰まっている人たち、追い詰められている人たちです。というと、子育てや、老いや、病や、貧しさや、障害や、もう幾らもあるわけです。人間関係、追い詰められている人は。こういう人たちを近所の人って知っていますからね、知人とかを。何かあの人たちのためにできることはないかしらと考えて、アイデアを自分で出して団体をつ

くるわけですよ。5人でいいということは、もうこの執行部から返事をいただきまして、10人からもう5人でいいことになっていますね。これはクリアしていると思いますが、もう一つ、ソフトではなくてハードもあると思います。インフラ整備ですね。例えば交通手段は、今、大きい問題になっていますね。それから下水道であっても、例えば公共下水道については、推進派と見直し派がいるわけですから、もちろん行政は推進派だと思うんですよ。でも、市民の中には両方いるわけですよ。ですから、どっちの立場の人も参加した何か話し合いの場をつくりたいわという団体が出てきてくれることは、私は非常にいいなと思っています。話し合いの場をつくること、市民同士でね。一方的に言わないということですよ。私はこういう物事については、簡単に市民ファーストという言葉で片づけられないと思っています。市民の立場、考え方もいろいろですから、だからいろいろな団体、考え方の市民活動団体ができることがやっぱり目標であり、このまちのまちづくりが前へ進む前提条件からこのまちはつくっていかなくちゃならない、なんだと思います。

それで、さっきちょっと言いましたが、私は市民活動団体を幾つも立ち上げてきました。30年以上前に絵本の会をつくり、冒頭申し上げましたが、本当にひどい対応でした。教育長さんのお身内の方は、それ全部経過を御存じです。聞いたことがあるかどうか、ちょっとお聞きになったことがあるかどうか知りませんが、お身内の方もそれを経験していらっしゃいますから。それから、まちづくりの会というのも立ち上げました。障害者に関する会もつくりました。穂積保育園民営化反対活動、これは個人がなさってすごかったと思いますが、これを支援いたしました。これは団体じゃなかったですが、個人の人がやられました。それでとうとうそのとおり目的を達成したわけですから、市民の活動ってすごいと思いました、私、あのときに。それから大月運動公園に関しては団体をつくりました。住民投票条例制定の市民団体、これは私たち議員が何人か中心になっているんですが、絶対それではできなかったです。市民団体が強力に中心になって動いてくれたからあれはできたんですね。それから、市の梓にとどまらないでやったのでは、岐阜県図書館民営化反対の会という名前ではなかったですけど、そういうような団体も各県下の市町の人が集ってつくり、これも達成したわけですね。ついに民営化は阻止できました。

というふうに、市民がみずからやろうとしたというところで、市民の力って、やっぱり好きなことをやりますので、大事だと思っていることをやるので、このパワーというのはすごいです。これをまちづくりに生かさない手はない。私は議員になって13年間で、協働という言葉がついた一般質問だけで、13年間に5回やってきました。協働という名前がついていないものとか、総括質疑で予算のつけ方とかもやってまいりましたが、依然として遅々として進んでおりません。

ということで、以下3と4に行きますが、まず市民活動団体の育成と支援のための場所を確

保していただきたいということを、2年前の3月、申し上げましたが、目に見える進展は、総合センター2階のエレベーター前に机と椅子が2つ置かれました。あと、市民センターには1つかな、2つかなぐらい置かれました。PRもない、啓蒙もない、市民活動団体を育成したいので、ぜひここを置いたの使ってくださいというのは一つありませんね。私がついに発見したのは、ホームページの奥の奥の奥の市民センターのところに行きますと、机と椅子をふやしました。御活用くださいだけで、何のために市がふやしたのかも全然書いてなかったですね。まず数が少ないわけです。

こういう場所について、いま一度はっきり申し上げますが、テーブルを置くこと、もう目いっぱい置いていただいていい。総合センターの奥が目いっぱいというのはわかりますね。ああいうイメージです。それから椅子を置く。軽い椅子でいいです。そしてもう一つ、自分が使ってみてわかったのは照明です。ふだんそういう活動のための照明になっていませんから、市民団体が使うと、書く、読む、資料を。とっても暗いんです。あるときに、総合センターの2階エレベーター前を使っていて、電気が消えていますので、昼間でもですよ、平日の。つけてくださいと頼みに行ったら、総合センターの方は、あそこはセンターの2階の、福祉センターになっているんですね。それを使った人の場所やで。全然通じていないな。違いますよ。私が要望して、議場で、それで机と椅子がふえて、市民活動のために。ですから、そういう人のため、誰でも使える場所となっているんですから電気をつけてくださいと言ったら、私が議員だったということもあると思うんですけど、渋々つけてくれました。本当にけちっていると思いましたね。

机を椅子もどこかの余っているのでもいいと私は言いましたよ、確かに。だけど少なかったら買ってもらいたいんですよ。そして、今言った市民センター、それから総合センター2階エレベーターの北側ですね、あそこは非常に広いデッドスペースですよ。あそこを使わない手はないと思うんです。

ということで、再度、まず場所をつくってください。つくるつもりがあるんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、場所をつくるのかどうかという御質問、提言でございます。

やっぱり私ども教育委員会としては、そういう公共の場で集まられるところを持っていますので、市民活動の支援というのは協働の観点からもやっていかなければいけないなあというふうには思っております。

実際、総合センターの2階のエレベーター北側というのは、ホワイエというところなんですけれども、玄関を入っていただいて真上のところが壁になって上があいているんですね。あそこが今、言われたところです。実際、今までの活用としましては、ホールを使ってもらったと

きにあそこを使うというような運用をしておりました。実際、あのデッドスペースというのは、今、事実だったので、あそこに入っていたずらをする子たちとかがあったんですね。その関係でホールを使うときにということで、あのエレベーターの境のところから北側はホールの関係だということで集めていました。ですが、今回、防犯カメラといいますか、そのホワイエのところにつけました。そういうことによってあそこの空間を利用できるという体制にしましたので、そちらのほうを提供させていただきたいというふうに思っています。

有効活用するために平成28年度にその防犯カメラをつけました。また、机、椅子を配置して有効に使っていただくよう準備を進めておりますので、御理解願いたいなあとというふうに思っています。

それから市民センターのほうにつきましても、入り口より左手のほうには市民サロンという展示ができるところと、自由に使っていただける机と椅子というのがあります。そちらのほうにも積極的に使いたい、お願いしたいということがありますので、また備品が、また机とか椅子がどこからまた調達して考えておきますので、ただ、今、PRがまだ少ないという御意見もありました。既にホームページで紹介しておるんですけども、市民センターは。総合センターのスペースに関しましては、準備が整い次第、また広報やホームページで利用のPRをさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御理解願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） どこから調達しますみたいな言い方でしたよね。ちゃんと予算をつけないんですか。要するに、当初予算、補正予算に全然出てこないんです。だからもうやる気はないんだと私は思っていたんですが、一応、今の御答弁からは、少しずつは進んでいるということですね。

それで、再度具体的に要望いたしますが、どこから調達してくるんじゃなくて、だって、あのホワイエのところなんて物すごい広さですから、あれだけどこかに机と椅子があるわけじゃないでしょう。ちゃんと、今、軽くていいのがありますから、机と椅子が。それで2つ、3つ寄せて、ちょっと大きい市民活動団体も使えるとか、そういうふうに予算をつけてください。そして、天井が物すごい高いですが、照明の配慮もしてください。

いつしていただけるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） これは予算が伴いますので、今、私どもがどこかで調達というのは、やっぱり洗って不効率があるような施設というところで、余っているというようなところがあったら、まずはという思いで話させていただいておりますので、即効性ができるということでは

そういうことでございますので、当然また財政のほうと調整させていただいて、予算折衝をさせていただいて、また対応させていただきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 瑞穂市は財政がとても豊かでびっくりしたと、大津市の研修センターへ行った新人の方が言っていましたが、やらないからですよ。いろんなこういうこんなもの、安いものですよ。市民の団体はほぼボランティアでやるわけですから、多少の補助金を出したって、物すごい働きをしてくれるわけですよ。その投資をなぜ渋るのかと。必要性がやっぱりわかっていないんじゃないかなと思います。

ちょっともう一度、ちゃんと検討してください。

ということで、4の市民活動支援事業創設についてに行く前に、議長にお願いを申し上げます。

資料の配付をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） くまがい君、配付を認めます。どうぞ。

〔資料配付〕

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 傍聴者の皆さん、大変済みません、傍聴者の方の配付を求めましたが、後で個人的にお渡しします。公式では認められませんでした。認めるときもあったんですけどね、きょうは認められておりません。

それで、今お渡ししたのは、先ほど申し上げたこのきれいな岐阜市の市民活動交流センターでさっと受付の方が出してくださったもので、新規事業を提案すると、事業費の5分の4以内8万円まで出る。それから拡充事業というのは、継続しているところが何かの事業をやるといった場合は、同じく3分の2以内で20万円までです。それで、ちょっと白黒でばっちりですが、それを開いていただきますと、これが平成29年度の新規事業支援が9個あります。拡充事業支援が20、全部で29ですね。予算を8万掛ける、20万掛けるとしたって、本当に大した金額ではないわけですね。これを見ると、ああ、こんなこともいいのかと。それで、確認しておきますが、自分たちの趣味の会ではないんですね。人に来ていただいて、そういう活動を広めると。昔、私が公益団体と言いましたが、これが今は市民活動になっています。

この右半分の後ろ表は、私のこのきょうのテーマをホームページか何かでごらんになって、実は自分たちもこういうことをずうっと言っているんだということで、この資料を渡されましたので、非常に細かく勉強して、実際にやる場合はこういうことも考えるといいんだなという

ようなことが書いてあります。ただ、私は、私の考えは単なる市民ファーストは私は賛成ではありません。立場の違う市民が大勢おり、そして行政は市民の知らないことまでいろいろ知っているわけですから、お互いのメリット・デメリット、知っていること知らないこと、専門的なこと、気がつかなかったことを話し合っ、その突き合わせでつくっていくと。これが市民協働だと思っていますので、全部このとおりにとは申しません、もちろん。まちによって事情も違うわけですから、でも参考にさせていただきたいと思います。

それで、今では本巢市も去年の11月に市民協働サポートセンターを検討するということを打ち出しております。これを打ち出したのは、本巢市市民協働まちづくり推進委員会をつくったわけですね。ここの提言に沿ってサポートセンターをつくるというふうに言っています。岐阜市は企画課ですかね、課としては。たしか企画財政課か何かがやっています。

それで、私は初めて気がつきましたが、ここに平成29年度事務分掌表、市がやる事業を全て何課がやるか、どういうことをやるかという表を、前はコピー代を出して、私、もらっていましたが、今は全員に議員に配られています、このどこにも市民活動団体を扱う課はありませんね。つまり、執行部の認識、頭の中にこういうことをやらなきゃいけないというのは、言葉ではおっしゃっていますね。まちづくり基本条例に書いてあるわけですから。でも、実際にこの中にどこでもやる課がないと、さっきの市民団体が出しているところでも、一体どこへ持っていけばいいかわからなかったというのが書いてありましたけれども、そもそもないんです、受け付けるところが。こういう現状について、どう思われるのか。

そして、市民活動をしているところはありますね。例えば、ちょっと我田引水で申しわけございませんが、私たちが絵本の会を立ち上げたときには、会員の親子が楽しむ会でしたが、もうほどなく市民の親子に来ていただいてやるという会にしましたが、こういう団体でも全部社協へ持って行って、単なるボランティアの位置づけですね。一緒にまちをつくっていくという認識、意識は市にはない。こういう現状、そしてこれから市民活動団体をどのように創設していただけるのか、いま一つお聞きする前に、回答を求める前にお話ししておくのは、総合計画の実施計画の中で、平成28年3月に出した分には、（仮称）まちづくり協働推進課の設置という記載があったのに、何もできないままに平成29年、30年の実施計画ではこの言葉は消えているそうですね。こういう現状をどのように思われているのかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の突然の御質問でございましたが、29年3月のこのまちづくり、第2次総合計画実施計画には、平成29年度に（仮称）協働推進課の設置の検討ということで、言葉は消えておるというお話でしたが、そういうふうで検討するということで残っておりますので、確認をしていただければと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうしますと、29年度って今年度ですよ。（仮称）まちづくり協働推進課の設置を今年度中に検討するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） そういうことで理解していただければと思います。今年度中に検討していくということです。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 大変心配です。本当にできるまで私は心配なんです、このまちは。ということは、30年度からはこの課ができる、それを目指すということでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 協働推進課だけということではなくて、瑞穂市全体の組織のあり方を考えていく中で、そういったことも含めて見直して考えていくということでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） わかりにくいです。最初に申し上げたように、わかりやすく言ってください。

私は全体を含めてなんて聞いていないんです。このまちづくり協働推進課はどうなりますかと。いつからできるんですかということ、検討することはもうわかっているわけですね。だって、何も考えがなく検討することはないと思うんですよ。北方町でも本巣市でも、岐阜市のやり方には本当にびっくりしましたが、このまちでやってくださいと言われるんですから。そういうのを聞いて、29年度は検討することがもう今、御答弁があったわけですから、30年度からぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今のまちづくり基本条例の関係で、推進課についても含めて、今、案をつくっておりますので、また皆さんと御相談をさせていただけると思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 案を今、検討しているわけですね。

その中では、例えば私が申し上げるのは、まちづくり協働推進課をつくるかつくらないかという単純な聞き方はしたくないんですね。そのことをやる部署をつくるかと、だって事務分掌

の中に何もありませんから。ここに明記して、私が例えば教育委員会の生涯学習課とか、あれは名前がまずいなあと考えていますけど、社会教育課が一番いいと考えていますけど、生涯学習というのは一人の人が一生の間、勉強するという意味ですよ。でも、社会教育というのは、シチズンですか、市民として全体を考える教育をするという社会教育課に名前を改めたほうがいいと考えていますが、そういう観点から教育委員会がやってもいいし、それから自治会や校区活動と一緒に総務課がやってもいいしと考えていますから、具体的にやっていただけるかどうかです。取り組んでいただけるかどうかをお聞きしたいんです。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今の市民協働の項目も含めて見直しをかけていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 何度聞いても含めてというお答えしかありませんので、瑞穂市はいつスタート、組織としてですよ、事務分掌の位置づけにちゃんといつスタートするのか、大変まだ考えが決まっていないなあという御答弁で依然として不安でございます。

お聞きになっている議員の皆様はよくわかりませんが、市民の皆様にとっては、要するに50分間、市民活動団体支援事業をやってほしいということを過去からずっと言ってきた私の提案がどうして進まないのか、市民の方もお望みの方があると思いますが、どうして進まないか、こういう実態であると。29年度に検討しますというのまで出ていて、この先がよくわからないと。ぜひつくる方向で、事業の位置づけをする方向で進みますという御答弁がついに出ないわけですからね。もっと市民の力をおかりして、岐阜市のカウンターの方がよそから来たまちのチラシの人に、岐阜市でもやってくださいと言うんですから。もう行政だけの力では及ばないのでと言うんですから、そこまで言えるようにならないとだめだと言うんですよ、行政が。

ということで、ついに具体的なお答えは出ないんですが、11分時間があるので、さっき言った、例えば教育委員会ですね、これ、組織が違いますので、教育委員会で生涯学習課じゃなくて社会教育課の視点で、市民団体、教育的なのでもいいですよ。それを位置づけるというお考えもございませんか、お聞きしたいと思いますが。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問ですけれども、ちょっと私も突然でしたのであれですが、御意見としては承っておきます。ただ、申しわけないです、通告になかったので、意見としては聞かせてもらいますが、答弁は、ごめんなさい、差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ということで、市長部局と教育委員会部局とどの部署にどのように位置づけるか、はっきり位置づけてもらいたい、30年度から。そして場所をまずつくってもらいたい。そして、その場所は机、椅子、照明です。資料を読んだり、ちょっと書いたりするぐらいのことはできる、お昼とかも食べられると、お弁当を食べられると、そういう場所をつくってください。新たな何とかセンターを建設するとか、そんなことは望んでおりませんので。

そういう場所は、最近は冷暖房のシェアということも言われますよね。公共施設で夏とか冬に、公共施設をシェアしようという考え方は御存じですか。各家の冷暖房は切って、公共施設でシェアをしようということが、今、うたわれますね、あちこちで。そういう観点がおありなのかどうかも非常に不安なんです、そういう観点からも市民の方たちにとっても役立つと思うんです。

ということで、本日は市民協働実現のために、まちづくり基本条例の柱は市民参画と協働でした。参画は審議会等に市民に参加していただくということのほかはまだ何かあったかなというのはちょっと即座にわかりませんが、幾らかは実現しているわけですが、協働に至りましたは、その協働の相手になる市民活動団体の立ち上げを支援するための事業さえおぼつかないと、いまだに、という実態が何かちょっと明らかになってしまいましたが、29年度に検討されるということだけですね。それ以上のお答えはありませんでしたが、こういう公の場で執行部はそこまではおっしゃったわけですから、あとは市民からも議員のほかの皆様もそういう視野は考えておいでの方も見えるかもしれませんし、私としては今後もぜひ行政に求めていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番のくまがいさちこ君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○8番（森 治久君） 皆様、こんにちは。

議席番号8番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下3点について一般質問をさせていただきます。

ます。

詳細につきましては、質問席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は3点について、市長、また執行部の皆さんの御見解、またお考えをお尋ねさせていただきたいと思います。

また、私の提案もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目には、瑞穂市都市計画マスタープランについてを質問させていただきます。

現在の瑞穂市都市計画マスタープランは、平成20年9月、2町合併（平成15年5月）後、初めて都市計画の指針として策定され、その後平成23年10月に一部改定を実施して現在に至っております。

そして、今回の改定は、その後のマスタープランの上位計画の改定を初め、市北西部での岐阜県初となる準都市計画区域の指定、国の政策転換、集約型都市構造への再編に係る法改正など著しい情勢変化が続いており、こうした情勢変化を考慮し、一体的な都市づくりのその先も見据えたより具体的な都市づくりが進められるよう、本プランの改定を行うこととすると全体構想編素案に明記されております。

上位計画である瑞穂市第2次総合計画は、平成28年度よりスタートし、都市計画についてはこの総合計画と整合性を図るため改定することは重要であり、理解ができますが、総合計画とどのような点を整合し、どこに重点を置く都市計画を進められておられるのかを、まずはお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市の都市計画マスタープランは、瑞穂市の今後のまちづくりに係る基本方針を定めるものでございます。

瑞穂市の第2次総合計画では4つの基本視点、「育」「住」「安」「活」が掲げられ、都市計画マスタープランではこれを踏襲してまちづくりに向けた将来像を「誰もが未来を描けるまち 瑞穂、育・住・安・活」と設定いたしました。このまちの将来像の実現に向け、都市計画分野の取り組みの基本方向として、次の4つの目標を掲げております。

1つ目は、誰もが安心して暮らせる、暮らし続けられるまちづくり、2つ目には、活力やにぎわいを創出するまちづくり、3つ目には、多様な交流を創出するまちづくり、4つ目には、自然や環境と調和するまちづくりを設定しております。

この都市の将来像の実現に向け、都市空間づくりの基本方向として将来都市構造を設定しております。総合計画で設定されたさまざま都市活動や日常生活を支えます機能を集積する拠点、それから地域間の人々の交通や交流、連携を支える軸、都市的利用及び自然的利用の区分や面的な広がりを示すゾーンをバランスよく配置するという考えを土台として、先ほど4つの視点を踏まえまして、都市拠点や地域生活拠点等、7つの拠点を設定して、これらを地域の

核として、各拠点間の公共交通ネットワークを形成することにより相互補完・利便性の向上を図り、現状を踏まえた市街地居住ゾーン、田園居住ゾーン、それから工業ゾーン、自然環境ゾーンを設定して積極的な保全や良好な住環境の形成を図るように取り組んでいきます。

瑞穂市においても、将来、いずれ訪れます人口減少、それから超高齢化社会に向け、集約型都市構造への転換を視野に入れたまちづくりが重要であると考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） 都市整備部長のほうから、現在の都市計画マスタープランと、今度改定されるマスタープランとの改定される具体的な部分、抽象的ではございましたが、お伺いをさせていただけたところでございます。

そこで、今、御答弁いただきましたが、次に、改定中の都市計画案の将来都市構造は、現在の構造と比較すると抽象的なものになっております。これはなかなか理解しがたいものでございますが、地域生活拠点を公共交通ネットワークで結ぶこととなっており、今も御説明をいただいたとおりでございます。公共交通であるみずほバスについては、改定中の都市計画案では、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画を策定し、利便性を向上すると記載されておりますが、都市計画案と公共交通の整備計画との整合性について、十分に整合性が保たれているのかどうかをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど申し上げましたように、新たにその７つの拠点を都市公共交通でネットワークをつくるという中で、それらの計画も踏まえて今まで以上に身近な暮らしの中で生活ができるようなまちづくりにしていきたいというふうに考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） ただいま部長のほうからみずほバスのほうの改定、再編も含めて整合性のとれるものと考えておるということでございました。みずほバスにおいては、今、２市２町による北との公共交通、バス等の穂積駅への乗り入れ、また安八町との南からの穂積駅へのバスの乗り入れ等を鑑みの中で、瑞穂市としてのみずほバスのあり方をしっかりと検討されている最中であると考えますが、こちらは総務部長の所管になると思います。都市整備部長は、今、そういうお考え、御答弁をいただきましたが、みずほバスの所管である総務部長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのみずほバスの御質問であると思いますけれども、今、都市整備部長のほうからございましたように、マスタープランもあわせて２市２町、それから安

八の路線も含めて、昨年度アンケート調査を行いました結果を踏まえて、今、検討を行っており、ところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） それでは、先ほど都市整備部長のほうから７つの生活拠点と唯一の瑞穂市の都市拠点、穂積駅ですね、これをしっかりと公共交通のネットワークを確立する中で、みずほバスで都市拠点である穂積駅を結ぶということであると思います。これをしっかりと進め、そして市民の皆さんから幾度もなくアンケートをいただく中で、使い勝手のよい、まずは市民のための公共交通網を形成していただくということを御答弁いただきましたので、次の質問に移らせていただきます。

次に、改定案では新たに誘導方針が示されております。現在のマスタープランにおいても整備・誘導方針は示されておりますが、比較しても大きな変更は私はないと思いますが、この改定案の誘導方針は穂積駅拠点化構想において今後検討するとされている地域再生計画、立地適正化計画や都市再生整備計画の策定となっております。これら３つの計画を取り入れた都市計画マスタープランであるかどうかを、再度、都市整備部長にお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今申し上げました、今後やはり集約型都市構造に変換していくという意味は、やはり市街へ、郊外へ拡大していったその都市の構造を都市拠点、また地域生活拠点へ集約していくというようなところで、今申し上げられました、今後、立地適正化計画、既に岐阜市等は作成しておるところですが、これは連携中枢都市の件も少し絡むところもあるかもしれませんが、いわゆる立地適正化でそういう拠点へ集積していくというような計画も今後市としてはつくっていくべきというふうには考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） そうですね、７つの生活拠点、これと唯一の都市拠点である穂積駅、しっかりと７つの拠点から都市拠点である穂積駅へしっかりとみずほバスの再編、こちらをしっかりとしていただくということがこの集約型の都市構造の確立につながるものと思います。これをしっかりとまずは進めていただくことを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

さきの本日１番目の杉原議員の質問にもございました６月２日の国会において、農工法、農村地域工業等導入促進法の一部が改正され、あわせて法律名を農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改称等もされました。

法案の概要は、農工法の支援対象業種を工業等に限定せず、サービス業等にも拡大するというものでございます。関連の支援措置として、農工法に基づく支援措置のほか、予算上の支援、

業種横断的な税制措置等の関連施設の活用を推進、また支援措置の活用を推進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を設置するというものでございます。

この法改正を受けて、先ほども御答弁をいただきましたが、今後の瑞穂市の都市計画における施策についてのお考えをお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 都市計画からの先ほどの農工法の改正という点から答弁させていただきますと、今回の農工法の改正、これが略して農産法というような法律名に変わったんですが、農村の雇用環境を整え、定住者の確保を目指し、従来の５業種からサービス産業等全ての産業に拡大するもので、企業進出による新たな雇用機会が生まれ、財源の確保といった点からもこれらを好機と捉えまして、この地区が準都市計画区域に指定されていくことも踏まえ、特定用途制限地域の指定に取り組みたいと考えております。

現在、策定中の都市計画マスタープランの西地域、それから中地域の地域別構想の中には、人口減少対策、それから地域の実情を踏まえた土地利用規制の見直し必要といった地域固有の課題を解消するために、これら農工法に基づく農村地域工業等導入実施計画等の見直し検討というような文言も追記している状況でございます。

特定用途制限地域というのは、都市計画法第14条第14項に規定がございます。用途地域が定められていない土地の区域、その区域内において良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域と定義されております。この地域は、全ての建築物の用途、規制を制限するまでの必要はございませんが、良好な環境の形成や保全の観点から、特定の用途の建築のみを制限する必要がある場合に定める地域・地区でございますので、制限内容は市が地域の実情に応じて規定できるもので、近隣では本巢市に産業誘導地区等の地域が指定されております。大野町でも幹線道路沿いに設定がされております。

今回の企業誘致とあわせた形で住居、工場の混在化を防止するためにも、これら特定用途制限地域の指定に向け検討を行っていきたいと考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） 次に、これも総括質疑に小川議員のほうからありました質問に鹿野都市整備部長がお答えもされておられました、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律であります地域未来投資促進法、こちらまさきの国会において一部改正がされ、先ほど申し上げた地域未来投資促進法という名称に変わっておりますが、これについてお尋ねをさせていただきます。

こちらの法律の概要は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高

い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずるというものでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、この地域未来投資促進法により規制の特例措置等に補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化、また農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮の支援措置が講じられましたが、これを受けて、先日の総括質疑の折にも、鹿野部長は今後このような市街化調整区域においても開発が緩和されるということを見解として述べられておりましたが、この支援措置を受けて、瑞穂市のまちづくり、今後どのように進められていくのかの見解を再度お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの農工法の改正については、農業振興地域内での話でございます。

もう一つの、略して申し上げますが、地域未来投資促進法というのは、その区域に限定することなく、今申し上げられました、市街化調整区域で企業誘致ができるというような概要でございます。これについても、何でもいいかと言われると、そうではなくて、先ほど申し上げられました地域を牽引する企業を誘致すると。さらには、官側だけでの計画じゃなくて、民間の提案型もできるし、官・民の連携でもできるというようなことで、こちらの事業を始める前に、これも土地利用調整計画というような計画が必要になります。

今回、私も6月の補正で土地利用基本構想をつくろうとしているんですけど、ほとんどこれに似通った内容ですので、こちらの法律に基づいた、例えば調整区域もそういう開発が今後企業誘致のために利用できるということであれば、これらの基本構想を未来促進のこちらの法案に基づいた土地利用の調整計画、こちらに本当に流用して、地域牽引をする企業を呼び込めるような方策も考えているところでございますので、今まで調整区域ですとなかなか既存の工場の拡大を地区計画で何とか企業を引きとめたという事例もございますけど、今後はもう少しハードルが低くなったなあというふうに思っているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） さきの総括質疑の折には、今も御答弁がございましたが、この新しい地域未来投資促進法によって市街化調整区域においても商業施設、今まではなかなか規制が厳しかった商業施設、また企業等というものの誘致が困難でありました。商業施設においては、さきの総括質疑においてもそのようなものの特例が設けられたことにより、今後検討をさらに進めていくという御答弁がございましたが、これ、市内には幾つもの箇所に市街化調整区域がございます。特に瑞穂市の南のほうに多くございますが、中にはちょうど真ん中あたりの只越地

区にもございます。この調整区域においては、なかなか区画整理を活用した事業というものが難しいと聞いております。この法律が改正されたことによって、区画整理とともにワンセットで何か市として、またこれは当然事業者、当然土地の所有者等々と共同の計画をすることが必要かと思いますが、区画整理事業に及ぼすメリット・デメリットがございましたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 法案の2つの詳細を把握しているわけではございませんが、いずれにしてもこの農工法と未来投資法案についても、極端に言いますと、先ほど言いました一団の10ヘクタール以上の農地が今までは全く手を出せなかったというところもございますので、これが緩和されるというところも両法案とも同じような内容になりますので、ただ、そこへ来る企業というのは非常にハードルが高くて、先ほど言いましたような地域経済を牽引する企業ということが立地する必要があるという中で、今までの区画整理で沿道に商業施設をとる中では非常に進出される企業というのは大変選別されてくるというふうに思っておりますので、その区画整理の中でそういう企業を誘致するという中でも、なかなか地元、それから今までのデベロッパーさんのその辺のニーズとこの計画に合った企業さん、地域経済を牽引するということには大分差があるなあというふうに思っておりますので、今まで以上の区画整理の中で企業を誘致するという、その単なる企業ではないということだけ御理解いただきたいというふうに思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今の御答弁の中で確認をさせていただきますが、従来の区画整理事業であれば、デベロッパーによる商業施設等の誘致、これは何ら先ほどの御答弁にありました地域経済牽引事業に係る業種・業者というところには限定されなんでしょうか。こちらの支援措置も有効に活用しようと思うと、そのようなハードルが高くなるよという内容でよろしかったでしょうか、再度確認をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員はハードルが高くなるというような御意見でしたけど、むしろそういう調整区域に地域を牽引する企業を逆に誘致すると、その調整区域の土地区画整理、さらにその開発というのはよりやりやすくなるという解釈でおります。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

そうですね、これは逆に法改正されたことによって、新しいまちの拠点、また地域拠点とし

て瑞穂市の独自のまちづくりができるという法改正であると私は考えます。

そこで次に、改定する都市計画マスタープランと穂積駅拠点化構想のいずれにおいても、ＪＲ穂積駅周辺の再開発事業による瑞穂市唯一の都市拠点として位置づけられておられます。穂積駅と大垣駅の間に新駅を設けることによる新しいもう一つの都市拠点を整備し、２つの都市拠点を中心に各地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成を見据えた都市計画案について、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 都市拠点は公共交通のかなめを担いまして、商業機能、それから医療・福祉、金融、行政機能の多様な都市拠点が集結した拠点と位置づけております。ＪＲ穂積駅は長い歴史がありまして、瑞穂市の顔、それから玄関口として広く認識され、周辺にはさまざまな機能が集積しているため、ＪＲ穂積駅周辺地区を都市拠点としてこの都市計画マスタープランのほうには位置づけております。

現在、ＪＲ穂積駅拠点化構想においても、圏域15万人の中心駅としての機能や拠点性、それから公共交通の結節点としての利便性を高めるための取り組みが始まっているところでございます。

議員が提案されます穂積駅と大垣駅の間に新たな新駅というふうに解釈いたしますと、現実的には財政からしても相当困難ではあるかと思えますし、集約型の都市構造への転換を今後目指していくには、２つの都市拠点というのは必要がないというような判断をしておるところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） 先ほどは農産法、農工法が改正されて農産法でいろいろ今の中地区、また西地区のほうで企業誘致を新たにすることによる瑞穂市の西における、北部における活性化を図るという御答弁をいただきました。また、先ほどのもう一つの法改正されました地域未来投資促進法においても、調整区域を含む幾つもある調整区域をこの法律を活用することによってその地域の活性化、また財源につながるような企業誘致等々を考えていくという前向きな御答弁があったにもかかわらず、瑞穂市が一つの都市拠点でいいよ。これは瑞穂市単独であれば一つの都市拠点をしっかりと公共交通のネットワークを構築する、確立する中でそこにつなぐ公共交通、市民の皆さんのために便利な利便性のよいネットワークを構築することで済むのかと思いますが、これ、次の質問にもさせていただきますが、連携中枢都市圏構想、こちらとの整合性等はどうなっておるのかなというのが、まず今の御答弁をお聞きすると疑問に感じるところでございます。あくまでも、今、広域で連携をして生き残るために、人口減少に歯どめを打つためにしっかりとした自立した地域・地区を、東京一極集中を是正するためにしっかりと

と推し進めようというのが国の法改正であったり、指針、指導であると私は認識します。

再度お伺いしますが、これは瑞穂市独自のお考えであるだけで、北に位置します本巢市、北方町、また神戸町、大野町、揖斐川町等、また南に位置する安八町、また大垣市であります。墨俣町等々、この新しい公共交通の起点となるべく都市拠点を目指す声はないのでしょうかどうかも含めて、再度お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 連携中枢都市圏のお話に移るわけなんです、都市計画サイドから少し私の見解を申し上げますと、やはり各市町が今までフルセットで、自分の行政区域で隣の行政区域と同じものをフルセットで持っていたというところを、今後のやはり人口減少とか超高齢化の社会、または財政面も非常にお互いに苦しいという中で、そういうところも整理していこうという言葉が正しいかどうかわかんないですけど、フルセットで持つ必要がないんじゃないかというのが瑞穂市だけのコンパクトシティじゃなくて、その圏域のコンパクトシティにつながるというところもあると思いますので、そのＪＲの駅が瑞穂市に１つのを２つにするというところについてはいささか私も疑問を感じるところでございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） この穂積駅と大垣駅の間にもう一つの新しい新駅、これは多くの市民の方、また他市町の多くの方が望まれる声ではあると思います。確かに瑞穂市単独でできる事業ではなかなか難しいと感じるところでございしますが、これから連携中枢都市圏構想が、さきの岐阜新聞においても岐阜市が連携中枢都市宣言へということで、６月９日金曜日に岐阜新聞の報道記事になっております。これによりますと、近隣市町と地域活性化ということですが、岐阜市を中心とした地域活性化なんですね。それに、この新聞記事によりますと、岐阜市によると、当初は本巢、瑞穂、山県の３市と岐南、笠松、北方、安八の４町とそれぞれ協約を結んで圏域を形成、早ければ来年３月に具体的取り組みを盛り込んだ同ビジョンを公表する。今回は参加を見合わせた３市２町にも引き続き参加を促していく。これ、参加を見合わせたまちも３市２町あるというふうに記事にも載っております。逆にとれば、瑞穂市は既にこの連携中枢都市圏構想に乗っかるということに、こちらの報道記事には読めるところなんです、いずれにせよ岐阜市を中心としたコンパクトシティという発想であれば、先ほど都市整備部長がお話しされたことでよく理解します。

ただし、今、瑞穂市は揖斐と長良に挟まれて、既に介護保険等は本巢市と北方町さんと瑞穂市で寄って年間８０億円以上の予算を計上する介護保険、高齢者の皆さんの住みなれた地域で生きがいを持って住み続けていただくというような事業に８０億ほどが既に活用されておる中でございます。そんな中で、岐阜市を中心としたまちづくりというものが本当に今のこの現状で進

めていいものかどうか、そこをしっかりと考えていくことが必要ではないかと思い、次の質問に移らせていただきます。

連携中枢都市圏構想についてでございます。

連携中枢都市圏構想は地方創生における地域間連携を推進するため、地域再編と集約化を推進するため、新たに設けられた構想であると考えますが、初めてこの御説明をいただいたのは5月12日の総務委員会協議会で、企画部から御説明をいただきましたが、先ほど都市整備部長が言われたような説明は一切なかったものと思います。連携する上で、まず何が目的なのかを所管の部長からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の連携中枢都市圏構想についての御質問にお答えいたします。

今回の連携中枢都市圏構想とは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要施策として位置づけられているもので、人口減少、少子・高齢化に対応するため、圏域で核となる都市とその圏域市町が連携をすることにより、地域の活性化策や行政サービスを推進し、圏域を構築していくものでございます。

そこで今回、岐阜圏域においても岐阜市を中枢都市として、瑞穂市、本巣市、山県市、北方町、岐南町、笠松町、安八町の4市4町で広域連携をしていこうというものでありますが、この連携の目的は、岐阜市と連携する市町が経済成長の牽引、都市機能の集約の強化、生活関連機能サービスの向上といった3つの大きな枠組みの中で、1対1の連携協約を議会の議決のもと締結し、圏域で中・長期のビジョンを策定していくものでございます。

つまり、今後、圏域でどんな取り組みができるのかということをは話し合っ、圏域の将来構想をつくっていくというものであり、またこの連携は連携する市町の裁量により政策面で自由に役割分担を盛り込んだり、盛り込まなかったりすることができる柔軟な連携制度となっています。加えて国の財政措置も見込まれるため、連携促進の課題が解消されることも期待できるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 企画部長から御答弁をいただきました。

確かにこの連携中枢都市圏構想は圏域の経済を牽引する役割、圏域の生活関連サービスを向上する役割等を中心市である岐阜市が国から特別交付金を受けて実施していくものでございます。連携中枢都市になろうとする中心市、岐阜市が連携中枢都市宣言を行うものでございますが、この宣言に関して、ただいま御答弁をいただいた企画部長も、何かこの連携中枢都市圏構

想に加入することによって、すごく瑞穂市においてよいことばかりがあるように御答弁をいただきましたが、この構想において瑞穂市が目指すビジョン、こちらについて、市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今回の広域連携を推進していくため、事前に事務レベルで圏域市町でおおむね62の事業を洗い出しておりますが、その中で特に瑞穂市としましては、圏域ビジョンで取り組みたい事業としましては、経済成長の牽引の分野で、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成を図るために、岐阜地域産学官連携交流会などに取り組みたいと考えております。

また、都市機能の集約、強化の分野では、既に連携はしているところですが、2次救急医療体制や圏域での公共施設の利活用に向けた圏域の公共施設の洗い出しや利用状況の把握に向けた検討体制の構築などに取り組みたいと考えております。

さらに生活関連機能サービスの向上の防災分野では、消防業務の広域化や広域避難体制の整備、強化、また福祉分野では医療・介護サービスの提供体制、また既存の病児・病後児保育、保育所の広域入所などに取り組みたいと考えていますし、教育や公共交通といった分野でも、教員研修や地域公共交通など、幾つかの事業に取り組みたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 市長に御答弁をいただけてませんが、また後ほど御答弁をいただけたらと思いますので、次にこの連携中枢都市圏構想はコンパクトシティの形成を進めるものであることから、中心市である岐阜市へ全てが集約化され、周辺の市町から中心市、岐阜市への人口移動していくことが危惧されますが、このコンパクトシティ形成の視点からすると、どのようにお考えであられるか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今回の連携制度の目的としましては、国の連携中枢都市圏構想推進要綱により圏域でのコンパクト化とネットワークがうたわれておりますが、このコンパクト化については、先ほど説明させていただいた圏域での公共施設の利活用に向けた圏域の公共施設の洗い出しや利用状況の把握に向けた検討体制の構築などがイメージできます。

また、岐阜市への人口移動については、この連携制度において、中枢都市への人口移動ということではなく、住民の生活圏をともにする連携市町、圏域全体で経済の活性化や魅力の向上のため、お互いに水平補完し発展していくものと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 常々、市長においては瑞穂市は若いまちである。また、名古屋までは25分、26分で通勤通学ができる。移動しやすい便利な利便性の高いまちであるとおっしゃっております。それは私も同感であります、やはりまだまだ瑞穂市としては、市長が言われる伸び代のあるまち、魅力あるまちという意味合いからすると、確かにこの連携中枢都市圏構想に加入して岐阜市とともに人口減少に歯どめを打つことはもとより、この名古屋圏の一部である瑞穂市周辺、これは岐阜市周辺と言ったほうが適切ではあるかと思いますが、そこが競争力を持つことによっての人口減の歯どめ、これは確かに必要かと思いますが、まだまだ瑞穂市独自でやらなければならないことがたくさんあり、時期尚早であるのではないかと私は考えるところでございます。

まずは今回、参加を表明していないと言われる各務原市、羽島市においては、みずからの市の力をまずはつける時期である。その後においてこの岐阜市を中心とした連携中枢都市圏構想は考えると、私は知り合いの議員からも伺っておるところでございます。瑞穂市も同じ考えで歩むべきではないかと私は考えますが、再度、市長にその点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 連携中枢都市圏のことについてお答え申し上げます。

今より一月ぐらい前ですかね、岐阜市より使者として、浅井副市長、そして牧ヶ野部長、何度も何度もお越しになりました。その中で、はっきり申し上げましたのは、合併ありきでは私どもは絶対やりませんよと、はっきり申し上げました。そして、少子・高齢化の穴埋めということだったら、私自身、この2年間、移住・定住のまちとしてやってきたことが全部崩れます。だから私は少子・高齢化のため、それと同時に合併ありきでは絶対参加はいたしません。これも双方の方にはっきり申し上げました。その上で、せんだっての岐阜市の市議会、あそこの中で水平の補完であるということは、私どもの瑞穂市の動きも意識された上での細江市長の発言ではなかったかなあと私は思っております。それぐらい私どもの立場は、しっかりと使者として来られました副市長及び部長には明確に答えてございます。

それで、なおかつこの先々のことでございますが、今現在62のメニューがあったと思います。そしてその中で消防救急、既にじっくりと組んでいる部分がございます。これはもう40年間の、恐らく40年ほどの歴史があろうかなと思います。それを省いても、それ以外でもやはり行政対行政の付き合いでなく、市民にとって役立つもの、そして特にその中で福祉、そして教育にとって役立つ、その中であくまでも水平補完であるということと、それと同時に私たちの職員の技術の向上、スキルアップ、これにつながることはしっかりとピックアップして研究してみようではないかなと思っている次第でございます。

まず、私は広域というものは、まずデメリットとしてあるのは、それぞれの職員がお互いが頼ってしまう、そんなところからさまざまな意味でスキルのアップが図れておりません。本巢広域連合のことを決してやゆするわけではございませんが、やはりスキルのアップということにおいては、幾分頼り切ってしまう部分にはなかったのかなあとと思います。そのことが、やはり中枢都市圏、この中で同じようにとり行われては僕はいけないことだと思いますので、市民ファーストという言葉は余り合わないかもしれませんが、市民目線に立って、本当に役立つのかどうかしっかりと検証してみたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔８番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○８番（森 治久君） 市長から今、御答弁にいただきましたが、合併というものは今はないよと。これが仮に、昨今言われておりますこの連携中枢都市圏構想の行く末は道州制であり、また市町村合併につながるものではないかというような布石ではないかというふうには言われていますが、この瑞穂市長、棚橋市長のお考えの中では、そのものにつながるものではないという御見解、お考えを今いただいたところでございますが、それでは、確かに岐阜市がまだまだこの宣言をするに当たっての協議をいろいろ重ねてきたということでございますが、さきの行政報告会においても、私どもも先ほど申し上げたように５月１２日に総務委員会協議会において初めて耳にしたところでございますし、市民の方は新聞報道されるまでは何も耳にされていなかった、全然聞かれてはおられなんだ。このようなことがあること自体も存じてみえなかったと思います。なぜ、行政報告会において、このような構想において協議会を開催している今現状でございますということがなされていなかったのか。これは大切な、やはり瑞穂市を左右する、将来において構想案であると私は考えます。市民ファーストというお言葉も今、市長の中から御答弁でもございましたが、市民になぜ御説明がなかったのか、その点をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの市民への報告ということで御質問かと思いますが、これにつきましては平成２７年２月に岐阜地域広域圏協議会ということで広域連携の推進について合意がされた後に、５つのプロジェクト会議、産業、福祉、教育、防災、公共交通ということで、各分野ごとに年間に２回から３回ということで２年間研究・検討をしまいいりまして、合計１５回やら１６回というようなことで行っておところが２年間続いたところでございます。平成２７年度が１６回、２８年度も同様でございます。全体としては３０回ぐらいの会議を行って、研究・検討をしてきたところでございます。

そういった中で、やっとその検討がある程度３月にまとまってきたということで、おくれま

したが、先ほども森議員が言われました5月12日の総務委員会協議会でお話をする機会を持たせていただき、またその後、6月に全員協議会でお話をさせていただいたというようなことでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは次に、先ほども関連して御答弁をいただいておりますが、瑞穂市がこの岐阜市を中心とする連携中枢都市圏構想に加わることにより、片や現在穂積駅を圏域15万人の中心駅、中心地とした穂積駅拠点化構想もございます。これとの関連性、また整合性をどう考えておられるのかを簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの御質問でございますが、穂積駅圏域拠点化構想との関連性ということですが、今のところ駅の拠点化としての直接的な関連性はないと考えておりますが、今回の連携に意向を示している本巣市、北方町、安八町から穂積駅への公共交通ということでは、この圏域ビジョンの中で取り組みが考えられます。その際は、瑞穂市として駅という利点を生かした取り組みをしていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは、連携構想については最後の質問、この連携中枢都市圏構想に加わることにより、当然岐阜市に依存することに今以上になると考えられます。そうすれば、瑞穂市自体の自治力が今より弱まるのではないかと危惧されるところでございます。連携に加わることで生活関連サービスが機能的に行われ、住民生活が向上することに責任を持てることが市長に、この御判断をされるのであれば、求められることと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたとおり、やはりじっくりと市民の目線で本当に役に立つかどうか、62項目ございます。それで、なおかつそこから枝のように分かれていく部分も考えましたら、それこそ百数十項目になろうかなと思います。その中にありまして、本当に瑞穂にとって役に立つかどうか、そして瑞穂の方々の健康、そして福祉、そして教育、そういったところでどんな部分がおつき合いできるかしっかりと精査した上で考えていくつもりでございますので、同じ答弁になりますが、お許しく下さいませ。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは、時間もございませんので、最後の質問に移らせていただきます。

牛牧閘門についてでございます。

五六川改修整備計画が今後進められる上で、大きな課題でもございます。瑞穂市都市計画マスタープラン素案にも、歴史・文化交流拠点として位置づけられ、瑞穂市はもとより岐阜県、さらには国にとっても重要で貴重な歴史的、文化的な構築物である牛牧閘門の保存等を含めた取り扱いについての市のお考えと現状、そして今後の検討のあり方についてお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 牛牧閘門につきましては、岐阜県内に現存する水門の中で唯一のたたき構造物で、土木的歴史価値が高いものでありますので、移転すると、その歴史的価値が喪失するというものになりますので、これらの取り扱いには慎重に検討する必要があるでございます。

河川管理者である岐阜県では、牛牧閘門の適切な保存を念頭に議論し、五六川の改修方針を決定することを目的に、平成29年3月に学識経験者でございます大学教授、それから牛牧閘門に造詣の深い市の文化財保護審議会委員、それから治水にお詳しい地元自治会区長、それから河川管理者である国、県、市によります五六川牛牧閘門のあり方検討会を立ち上げて、牛牧閘門のあり方の検討を進められておられますので、この検討会の審議を注視いたしながら、市も積極的にこの検討会に意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 牛牧閘門につきましては、大きく2つあると思います。

まず、その工法、それから製造されたそういった構築された部分ですね。それと同時に遺産としてどうやって残すかという部分、それから当初の第1代目、これをつくったときの川崎平右衛門さん、こちらの功績をどうやって残していくか、この2つの大きなテーマがあろうかなと思います。

そのまず川崎平右衛門さんにつきましては、今回の7月の広報みずほに特集を組ませていただいておりますので、ぜひともごらんいただきたいのと同時に、やはり川崎平右衛門さんが一番最初に逆水ということに對しまして目を向けられた。このことに対して、それと同時に800町歩の新田を開発された。このことにつきましてはやはり伝えていかなきゃいけない部分があろうかなと思いますので、この2つの大きな観点からやはり真剣に考えていきたいと思っております。

ただし、本当に残すのに非常に難しい工法が使われておりますので、そこら辺、またこれからの検討の余地があるというところは御理解くださいませ。よろしくお願いいたします。

〔8 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） 先ほど都市整備部長から御答弁いただいた中で、この牛牧閘門のあり方検討会、こちらの委員の方、地元自治会区長さん初め、学識経験者の方等々、行政ももちろん入る中で検討されておるということでございますが、今、市長の御答弁の中にもありました川崎平右衛門さんの業績等を、これは小学校の教育の中で、郷土の教育をされる中で、小学校でされておられます。これを考えると、やはりこの検討会の中に、教育的観点から瑞穂市のことを理解される教育長にもぜひともここに入っていただき、検討していただくことが、先ほど市長が言われるこの川崎平右衛門さんとの関連性、また今後の瑞穂市の誇り、またはきずな、つながり、治水に苦しんできた歴史を持つ瑞穂市でございます。どうかそんな観点からしっかりと今後どう取り扱うのがいいのかを、50年、100年先にも後悔のないような検討をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8 番 森治久君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。1 時30分から再開をいたします。

休憩 午後 0 時07分

再開 午後 1 時29分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

2 番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） 議席番号 2 番、創生クラブ、今木啓一郎です。

本日は、足元の悪い中、午後よりの傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

さて、私の質問は、子供の体力向上に向けてと「駅周辺が変わるかも」の取り組みの 2 点でございます。

これより、質問席に移り質問させていただきますので、よろしくお願いします。

さて、岐阜県教育委員会の平成29年度小学校・中学校の教育指導方針と重点を調べましたところ、基本的な構えの中に、変化の激しいこれからの社会を生きるために、生きる力をより一層育むことを目指して、平成20年 3 月に学習指導要領が改訂された。また、岐阜県教育ビジョンにおいて、知・徳・体の調和を大切にしたきめ細やかな教育を推進するためのさまざまな施策を展開し、教育の充実を図ってきた。一方、グローバル化や少子化、高齢化など社会の急激な変化や情報化の一層の進展などに伴い、生徒・児童の自立のおくれや生徒指導上の諸問題

の多様化、学習意欲や体力の低下など、さまざまな課題が依然として指摘されているとありました。

そこで、当市の知・徳・体の調和に関する現状と課題への取り組みを私なりに考察しますと、知である確かな学力については、先般の全国学力・学習状況調査によれば、小学校の国語は国・県の平均を上回っている。算数についてはほぼ平均と同じであるか、わずかに下回っている。なお、国語Bについては昨年度から伸びが見られ、多くの学校で行われた書く力をつける取り組みや授業などのまとめにキーワードを使って書く取り組みなどの指導改善の効果が見られたとあります。一方、中学校については、国語、算数の両方で国・県の平均正答率を上回り、特にBは大きく上回っているとのことであり、安心できる状況になっていると思います。そして、学習意欲の低下を防ぐ取り組みとして、今年度より視覚や聴覚に訴える可能性の高い電子黒板、デジタル教科書などのICT教育機器の導入が一部になされます。

次に、徳である豊かな心については、相手を思いやる心、感動する心を豊かにするとの観点から、挨拶と読書に重点を置き、挨拶については、校内だけでなく、青少年育成市民会議など他団体の協力、読書についてもブックスタート事業、読み聞かせの充実、読書通帳の導入などもなされ、校内はとても落ちつき、明るい声が響いている状況でございます。

では、最後に体である健やかな体、体力についてはいかがでしょうか。確かに校内での朝マラソンや部活動、また課外活動として市体育協会や瑞穂総合クラブ、なかよしクラブみずほなど多くのスポーツ活動の場が存在しておりますが、前回の新体力テストの結果においても、市内の小・中学生のボール投げ、20メートルシャトルラン、反復横跳びなど、多くの種目において国・県平均に比べ下回った状態が残念ながらここ10年続いているようです。子供の体力の低下は、当市だけでなく全国的な問題である。文部科学省もその原因として、保護者を初めとした国民の意識の中で、人を知識の量で評価しがちであったことにより、体や精神を鍛え思いやる心や規範意識を育てる、子供の外遊びやスポーツの重要性を学力の状況に比べ軽視する傾向が進んだ。また、体力の低下と、その及ぼす影響への認識が十分でないと述べております。

確かに昔と比べ、楽しく遊ぶためのたっぷりの時間、遊ぶ場所を自由に選べる空間、そして遊びを一緒に楽しめる仲間の減少から、屋外から屋内へ、集団遊びからスマートフォンや携帯ゲーム機器でのひとり遊びに移行している子供たちの体力向上のためには、特に小学校低・中学年に引き続き、少年団やスポーツクラブなどへの加入を促すことはもちろん必要でございます。しかし、その前に保護者が、危険を伴う遊びを認めない、汚れることを嫌うなどの気持ちを転換させ、体力の重要性、また外遊びやスポーツのよさ、すばらしさについて理解いただくことが必要だと考えます。

そこで、当市として子供たちがスポーツや外遊びを行う動機づけのための活動、施策はございますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） こんにちは。

ただいまの今木議員の質問に対しまして、最初に答弁をする前に、まず瑞穂市の子供たちの体力についてもう少し説明をさせていただきます。

データをもとにさせていただきますが、これは平成28年度に実施されました全国体力・運動能力、運動習慣などの調査です。これは毎年、全国の各学校において実施されておりました、小学校は5年生、中学校は2年生の男女それぞれを対象に行っております。小学校では8種目、中学校では9種目のテストが行われております。具体的に言いますと、握力、反復横跳び、50メートル走、そういったものがございます。

瑞穂市の子供について見ますと、県平均、そして全国平均というのがありますので、そことの比較で見ると、この両方の平均を上回る種目の数が、小学校は8種目中、男子で2種目、女子では3種目です。同様に中学生を見ますと、9種目中、男子が6種目、女子で3種目、これらが県平均、全国平均を上回っている種目の数です。

また、運動習慣としての質問がございまして、「運動が好きか」の質問に対して「好き」と回答した小学校男子は、全国平均が73.0%に対して瑞穂市の子供は65.8%と低い値を示しております。同様に小学校の女子も、中学校の男子も女子も同じ質問で同じように低い傾向を示しております。中学校男子の体力、運動能力はやや平均的なところではありますが、それ以外はやや平均を下回るという状況が見られます。

こうした実態を踏まえて、議員の御質問にお答えします。

まず、このような実態のことですが、今まで十分に周知等できていなかったところがあります。そこで、こういった実態については正確に報告する必要があるなあと考えております。とかく学力調査、いわゆるペーパーテスト等のほうに目が行きがちではございますが、体力の実態につきましても同様に、ホームページであるとか、あるいは市のPTAの総会での講話であるとか、そういった中で扱うなどして体力向上の大切さを訴えていきたいと考えております。

また、議員御質問の動機づけのための取り組みについてでございますが、これは本年度、市の体育協会の組織にあるスポーツ少年団が主催してくれました親子スポーツ教室がございます。5月21日に穂積北中学校の体育館で、約50組の子供たち、親たちが集まって開かれました。対象となるのは、幼稚園とか保育園に通っているお子さんたちです。とても楽しく、本当に運動を好きになるような取り組みをされました。これについても、また今後は市でも一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁、ありがとうございました。

今後とも市のPTA定期大会や子ども会の総会などで資料の提供をいただくなど意識改革を進めていただくとともに、御説明でありました園児を対象とした親子スポーツ体験教室は素晴らしい取り組みだと思いますので、今後とも複数開催、あるいは長年継続開催していただけるようお願いいたします。

では、続いて学校での取り組みについてお伺いします。

できるだけ生徒・児童が体を動かす運動遊びの時間を多く確保できるよう、始業前や休み時間を活用し、朝マラソンや縄跳びなどが行われているとは思いますが、何か独自に工夫されたことがありますか。また、中学校の部活動への社会人指導派遣事業以外にも地域社会と連携した取り組みがございましたら、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 続いて、学校の取り組みという御質問でございますので、特にここでは小学校を中心にお答えさせていただきます。

各学校はその施設、例えばグラウンドであるとか、その形状や広さが異なります。ですので、一律な運動をこういうふうにしましょうということもなかなか難しいところがございます。

小学校の中では今、県の教育委員会が主催しております「チャレンジスポーツ in ぎふ」という取り組みがございます。

ちょっとこれを説明させていただきますと、例えば大縄跳び、ボールパス、そういった種目が8種目設定されておりまして、ネット上にエントリーできるホームページがございます。県内の各学校から、そのホームページに示されたルールを守って取り組み、その結果を各学校が自己申請をします。その申請には締め切りがございまして、最終締め切り日の後に最終結果としてその順位が示されます。

県内から種目によっては400チームを超える学校からのエントリーがありまして、昨年度の結果を見ますと、瑞穂市から例えば西小学校の4年生のチームは、8の字跳びで2チームがベストテンに入っております。また、チームジャンプという種目では本田小学校で、特別支援学級の種目では生津小学校の子供たちがそれぞれベストテンの中に入るような取り組みの成果も見られておりまして、そういった運動への関心は高まりつつあると思います。

また、地域社会との連携という中では、ぎふ瑞穂スポーツガーデンからトップアスリートを小学校の体育の授業に講師として招聘する事業も行っております。種目としましては水泳とか陸上を行っております。昨年度の例でいきますと、短距離走では元オリンピック選手の小倉新司先生が来ていただきまして、スタートダッシュの仕方を子供たちが学習した結果、短距離の結果が見違えるように、特にスタートの様子が変わったと。そういったところの技能が身につくという成果もあったというふうに報告を受けております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

西小学校の子供たちは本当に素晴らしいと思っておりますし、また私個人としては、学校にはたくさんの遊具があります。タイヤとか、うんていとか等々ありますので、そういったものも活用した校内での取り組み、チャレンジ活動等をしていただいて、学校内でもより一層頑張っていたきたい。

また、トップアスリート支援事業は、確かに指導される教員の方が御年配の方の場合、また全ての教員が必ずしも専門種目を指導できるとは限らないということを考えれば、体育の授業に先ほどの指導者を求めることもとても有意義であると、本当にいいことだと思っております。

なお、校内で運動遊びを重視するのは、体を動かす時間の確保もありますが、実はそれ以上に、集団での外遊びの習慣形成がなされ、学校を離れた時間においても集団遊びする時間がふえること、またクラスの内外で交流が深まり、仲間づくりが盛んになることが期待されるからでございますので、できるだけ先生も交えて子供たちの学校内での遊びを充実させていただきたいと思っております。

なお、多くの児童が今、放課後児童クラブを利用され、夏休みの期間については定員を超える校区もあり、急遽、補正予算をつけ、施設を改修されると伺っております。昨年もお願いしましたが、重ねて放課後児童クラブの子供たちが運動、外遊びをする場として、学校施設や隣接施設を容易に利用できますよう、御配慮のほどお願いいたします。

さて、先ほど来お話ししております文科省では、子供がスポーツを始めるきっかけとして、またスポーツを続けていく動機づけとして、親子でスポーツをすることが有効であり、体力やスポーツの意義を余り積極的に捉えない保護者を子供のスポーツの場に導き出し、理解を促す機会づくりが必要であると指摘しております。

そこで、先ほどの親子スポーツ体験教室は園児対象でございましたが、児童・生徒について、授業参観の折、親子でスポーツする親子スポーツ参観日を設けるとか、また市民ラジオ体操の日ではございませんが、全市的に親子スポーツの日を制定するなどのお考えがございましたら、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 学校においての親子スポーツ参観日でございますが、授業参観等において行っているのは、市内7小学校の中で4つの小学校で親子スポーツ参観日として行っておりまして、種目としては親子ドッジボール、親子縄跳びというのが行われました。私自身の経験ですが、私も子供が小学校に通っているときに親子ドッジビーというのがありまして、生津小学校で子供たちと一生懸命やった経験がございまして、本当に子供たちの生き生きした顔が思い浮かびます。

こうした取り組みは、親子で一緒に運動に取り組む、親しむ、そういうきっかけづくりになるということから、今後は実施している学校からまだ取り組みをやっていない学校に、その取り組みの仕方であるとか、よさというものを紹介して啓発したいと考えております。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

大規模校とかありますので、運動場のスペース等もありますが、何とぞよろしく願います。参観日は年3回少なくともあると思いますので、そこの振り分けを考えていただければと思います。

なお、第3日曜日の家庭の日のことも今後よくよく考えていただいて、こういった親子でスポーツをするということに導いていただけるようにして、今、瑞穂市で整備されつつある公園に子供たちが集い、運動遊びを行う姿が少しでもふえればと祈念しております。

ところで、子供の体力向上や健やかな成長のためには、適切な運動に加え、食生活、休養・睡眠など、日常の生活習慣全体を視野に入れた取り組みが求められます。特に、生涯にわたり健康で豊かな生活を送る上で、健全な食生活は欠くことのできない基本的な営みである。近年、食生活を取り巻く社会環境などは大きく変化し、食に起因する新たな健康課題が見られる状況にあり、家庭での取り組みとともに、学校における食に関する指導の一層の充実が求められると指摘されております。

なお、食に関する保護者の関心は、先ほどのスポーツや外遊びに比べ高く、当市においても平成21年度より穂積中学校PTAが食育の一貫として、子供自身が献立から買い出し、調理、弁当箱詰め、後片づけまで全部を行う弁当の日の活動を始めました。そして現在、市内の多くの学校にその取り組みが広がっております。

一方、学校行政におかれましても、学校給食への積極的な地産地消の導入や、市内の小学校児童と保護者による瑞穂市産の食材を使った親子でつくる給食献立コンクールを開催され、そして審査の結果、入選した献立が子供たちの学校給食に登場するという取り組みもしていただいております。

また、当市の給食センターのチームが、市内の中学生が県内の地場産物を調べ考案した献立を生かし、小学生3年生が農家の人と育てた大豆や給食用に計画栽培されましたタマネギ、ニンジンを使用した献立を発表された。その結果、昨年度、学校給食・社員食堂部門で農林水産省東海農政局長賞を受賞し、加え第10回全国学校給食甲子園大会にも、全国から2,004校の応募がある中、ブロック代表として参加されたりしています。

このように、子供たちを中心に、保護者、地域、教員や給食センターの方々が連携した多くの取り組みが、食についてはなされております。ほかにも何か新たな取り組み等がありました

ら、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 新たな取り組みとしましては、本年度の当初予算に入れさせていただいております食育プロジェクト事業というのを計画しております。市内の3つの中学校の1年生全員を対象にした取り組みということで今考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今、中学1年生ということでしたけど、これは今年度の事業だけなのか、単年度ということですか、あるいは複数年度であれば、毎年中学1年生を対象とするのか。また、生徒だけでやるのか。そして、このプロジェクトに携わられる講師の方、あるいはアスリートの方というのはどのようなイメージを持ってみえるのか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） この事業はことしがスタートというふうに考えておりまして、本年度は対象の生徒は中学1年だけで、来年度は1年と2年、その次は中学校全学年というふうに広げていきたいと思っております。

また、対象となるのは生徒だけではなく、学校の教師、そして保護者というような対象で考えております。

本年度は1年生に対して外からの指導者を呼んで行うことが多いわけですが、次年度からは、教師も本年度いろいろと勉強をしますので、そういったものを生かして教師も指導者になっていけるような体制を考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 複数年度、これから全校に広げていただけるという取り組みであり、また先生も加わっていただき、また私たち保護者も加わることができるということで、楽しい事業になるかと思っています。

また、この事業についてですけど、子供たちが日々いただいている給食については、毎年、6月と11月に給食喫食調査や食に関する意識調査が実施され、その集計結果や残食傾向をもとに給食の内容を検討される場として、私も以前、保護者代表の一人として参加させていただきました給食センター運営委員会がありますが、そこで今年度は専門講師、あるいはアスリートの方を予定されると思いますので、その方にそういった給食センターの運営委員会に携わっていただき、今の給食センター運営委員会の方々とお互いの思い、現状について話し合ってください、そういった場を設けることはいかがでしょうか。

また、特に外部の方に瑞穂市のおいしい給食をいただけていただける機会だと、この給食運

営委員会はあります。というのは、給食運営委員会では毎回検食をします、子供たちがいただいているその日のものを。ということです、この会議に出ていただいたりして、交流の場、瑞穂市の給食のありようをまた外部の方に広げていただくということも大切であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） せっかくですので、もう少しこの食育プロジェクトについてお話をさせていただきます。

これを実施したいというふうに考えた背景がございまして、実は瑞穂市内の児童・生徒の体格は平均、あるいは平均より若干上回るぐらいのものを持っております。ところが、先ほども述べましたように、体力、運動能力はやや低い状況が見られます。意識も若干低いというところがあります。

さらに、昨年度の県の学校給食会が調べた朝食の欠食率調査、いわゆる朝御飯を食べてこない子供の実態ですが、週に1回以上朝御飯を食べてこない生徒が市内の中学校は15.5%ありました。これは、県内でもワースト2位という状況が見られます。食に対する意識についての課題があると教育委員会は判断したわけでございます。

ですので、食と栄養の両面から子供たちにアプローチをかけて瑞穂市の子供たちの心と体を強くする、そういうプロジェクトが必要でないかということで立ち上げたものでございます。食に対する意識改革をすることで、体力、ひいては学力の向上も目指したいという考え方に基づいております。

この事業は、ベースとなっているのが文部科学省が行っておりますスーパー食育スクール事業を参考にしました。この事業で、県の教育委員会の推進委員となっている外部の専門家の力を活用しながら進めたいと考えております。

簡単な一例をお話ししますと、自分自身の食についての現状分析を行います。管理栄養士による栄養セミナーも受けます。適切な量の主食、いわゆるお米を食べることが成長期の時期に大切である、そういったことも学んで各自の取り組むべき課題を明らかにします。

さらに、例えば元ボクシングチャンピオンであるとかJリーガーといったトップアスリートが、自身が体験した食とトレーニング、こういった内容の講演を聞くことを通して食に対する意識を変え、みずからの食生活を見詰め直させたいと思っております。この事業を進める中では、その実態をきちんと追跡しなければいけませんので、さまざまなデータを指標として今後の検証に役立てたいと考えております。

また、食育プロジェクト事業は学校給食だけをターゲットにはしておりませんが、食育を進める上で共通の場となるのが学校給食でございます。そこを重要なポジションと考え、給食センター運営委員会との連携は図っていきたいということを考えております。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） 今、とても心が凍るような数字を言われました。子供たちが朝を抜いているということは、今後の子供たちの成長、あるいは特に女性の場合、母となる母体となる方の体を考えると大変重たい問題だと思いますので、何とぞ瑞穂市の子供たちが食育を通して、また子供たちの体力向上に向けて一層の努力をいただきたいと思っております。

これで子供の体力向上に向けての質問を終わらせていただいて、次に移らせていただきます。

今年度予算では、瑞穂市がこれからも移住・定住のまちとして選び続けられるための地域振興策の一つとして、企業誘致に向けた土地利用計画基本構想策定のための委託調査費が組み込まれています。これは東海環状自動車の延伸、インターチェンジの開設に向けての施策であり、本日午前中に質問をされた方も大勢見えましたが、多くの市民の方にとっても関心のある事柄であると思います。ぜひとも、末永く一緒に成長できる企業パートナーに選ばれる計画構想を目指していただきたいと思っております。

なお、企業に選ばれる地域であるか否かの重要なファクターの一つに、公共交通アクセスのよさがあります。それは、遠方からのお客様の来社や従業員の通勤、出張のしやすさを企業が重要視するためです。その点、当市には J R 穂積駅という存在があります。今後予想されます県内外の市町村との熾烈な企業誘致合戦に勝ち抜くためにも、やはり J R 穂積駅という強みをより強固にするため、再開発事業が急務と考えます。

そこで、3 月に策定されました J R 穂積駅圏域拠点化構想では、短期、中期、そして長期の約 20 年間にわたるロードマップが示されています。今回はそのうち、地域及び圏域にかかわる人々に駅が変わるかもという認知、理解を広げる短期事業についてお伺いします。

J R 穂積駅周辺は暗い、通勤・通学の道が怖いなどの御意見が多数寄せられ、ワイワイ会議主催により、街路灯の少ない場所はどこか、もっと明るい通りにしたほうがよい場所はどこか、また逆に明るくしない場所はどこかの検証のため、周辺自治会の方を交えた夜のまち歩きが実施されております。

なお、駅利用者にとっては、明るい雰囲気や夜の明るさを求める一方、居住・生活圏としては逆にそれを求めない方の存在もあります。そして、人によっては明るさの感じ方に違いもあり、平等性の観点からも何らかの基準が必要となるのではと思います。

そこで、駅周辺の街路灯設置に関する基準があれば御説明ください。なければ、整備を推進めるに当たって、明るさの基準、設置の間隔、光源についてどのようなお考えでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の街灯の設置基準の有無及び明るさの基準などについて

てお答えいたします。

街灯には街路灯と防犯灯の2つがあります。現在、瑞穂市には、瑞穂市街路灯の設置及び管理に関する取扱要綱があります。これは市が設置する街路灯に関し必要な事項を定めたものですが、防犯灯に関する記述はないことから、防犯灯の設置などについてはこれを準用しているところです。

しかしながら、街路灯及び防犯灯は、同じ照明器具でも目的が異なります。街路灯は、道路照明等として自転車・歩行者双方の交通の安全確保などを目的として、特定の区間に設ける道路照明設備であります。一方、防犯灯は、歩行者などを対象に犯罪防止などを図ることを目的とした防犯照明設備をあらわしております。したがって、防犯灯の設置について街路灯の設置基準を準用していることは、目的が異なることから、少し無理があるのではと考えております。

また、瑞穂市街路灯の設置及び管理に関する取扱要綱において、街路灯の灯具は、蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯の例が示されているだけで、近年の照明として推奨されているLEDに関する記述がありません。

以上から、防犯灯の設置基準について、他市町の例や日本防犯設備協会が示しております照明基準でございますクラスB＋、具体的には4メートル先の歩行者の挙動、姿勢などがわかる、このような照明基準を参考に、総務課及びこれまで街路灯及び防犯灯を設置してきた都市管理課と協議し、街路灯及び防犯灯のLED化を盛り込んだ瑞穂市独自の基準を作成したいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

大体4メートル先の挙動や姿勢がわかるというのが安心を導いていただけるものだと思いますので、よろしくお願いします。

また、どうしてもLEDということになりますと、指向性という弱点もございますので、場所によっては水銀灯などの併用もあるかと思えます。

また、このような施設をつくる財源確保については、環境省におかれましては種々補助金があるようでございますので、そういったものを活用いただければと思っております。

ところで、夜のまち歩きに参加した一人として、当日が雨だったからかもしれませんが、道路脇の街路灯以外に、個人の御所有の月決め駐車場、賃貸マンション、アパート敷地内にある防犯灯や各御家庭の玄関灯・表札灯の明かりが、夜道を歩く者にとってとても安心感を与えてくれると私自身は感じました。ただし、全ての駐車場、マンション、アパートに十分な防犯灯が整備されていないのも事実でございます。

そこで、ある一定規模以上の駐車場、マンション、アパートに対し、新規に防犯灯を設置される場合、その費用の一部を補助する、または設置の協力要請を、補助はできないんだけど行政としてお願いをする、また各御家庭におかれましても、玄関灯や表札灯の長時間の点灯の協力をお願いするお考えはございませんか。これは、共助ということもあるんですが、駅周辺が変わるかもの活動に、ある意味地域の方にも参加していただくということにつながると思いますので、いかがお考えでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の民間施設設置の防犯灯への一部補助及び要請などについてお答えします。

駐車場、賃貸マンション、アパートに対し、新設する防犯灯設置費用の一部を補助することとは大変いいアイデアとは思いますが、他の地区との公平性等を考えると、すぐに実施できないと考えております。したがいまして、駐車場、賃貸マンション、アパートに対し、あくまでも防犯対策としてフェンスなどに設置をお願いするということになると考えております。

次に、駅周辺の夜のまち歩きにおいても、市民の中には、この明るさが普通と感じる方も見れば、暗いと感じる方も見えます。したがいまして、地域の方々に明かりがついていることによる安心感や防犯機能を御説明し、各御家庭の玄関灯・表札灯の長時間点灯について、御理解と御協力をお願いするしかないと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○２番（今木啓一郎君） 私有地に入れるというのは、全国的にも難しいのは承知でございますが、今の御答弁の中で協力依頼をしていただけるということは、大変心強いものでございます。そういったことでありますので、行政としての街路灯の新設、あるいは既設の街路灯の照度アップを新しい基準をつくって進めていただき、明るく安心・安全な駅周辺の整備を住民の方とともに、駅が変わるかもという機運を盛り上げていただくためにも、よろしくお願いします。

では、次に多くの方に御来場いただきました駅前のにぎわかしを目的としたイベント、ほづみ夜市がこの６月３０日に第２回目を開催されるということですが、前回、２月夜市を終えた検討課題として、規模の拡大、安定した電源、出店者との確実な連絡体制の構築、当日における適切な役割分担、地域が主体となる実施体制の構築、開催資金の確保など種々課題がありましたが、６月３０日の夜市開催に当たり、これらの課題に対してどのように対応されたのか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の前回の課題を踏まえたほづみ夜市についてお答えいたします。

ほづみ夜市は、議員御質問のとおり、地域に根づくイベントとして、ことし2月10日に開催しました。第1回ということもあり、幾つかの課題が出てまいりました。主なものは、先ほど質問にありましたとおり、1番に規模の拡大、2番、安定した電源の確保、3. 出店者との確実な連絡体制の構築、4. 当日の適切な役割分担、5. 地域が主体となる実施体制の構築、6. 開催資金の確保などです。

このうち、1から4までは今回の開催では克服できる見込みでございます。しかしながら、地域が主体となる実施体制の構築には、まだまだ時間を要していると考えております。今回は瑞穂市商工会にお声かけをしたところ、ワイワイ会議には事務局長みずから参加され、議論に加わっていただいていること、消防感謝祭、汽車まつりなどへのイベント参加があるにもかかわらず、ほづみ夜市に御参加いただける商工会員も前回に比べてふえているということから、徐々にではありますが、地域を巻き込んだ実施主体になりつつあるところでございます。特に商工会員の方からは、委託販売をしていただけるなら参加してもよいと言われております。

また、中山道や瑞穂市の特産品をPRするチラシも設置するなど、瑞穂市の魅力や観光などもPRしてまいりたいと思います。さらに、自治会に対しても、今後も道具をお借りするなど、自治会がさらに参加しやすいイベントとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

このように、一つ一つ課題を解決しながら、地域に根づいたイベント、瑞穂市の新たなにぎわいとなることが、瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想の早期実現に向けた取り組みと考え、実施してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁、ありがとうございます。

本当に1回目をやられて、2回目につなぎ、今後またますますつながっていくことと思いますので、地域の方、また委託販売ということでも地域の商店の方が出店されるということはどうもうれしいことでございます。

ただ、そこで確認なんです、このほづみ夜市は、今年度については、この6月だけ1回のみの開催を予定されているのか、また、ほづみ夜市以外に駅周辺のにぎわかしを目的とした企画がございましたら、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の今年度のほづみ夜市の開催予定についてお答えさせていただきます。

ほづみ夜市は、駅利用者を主な対象者として、帰ってくることが楽しみになる駅周辺というテーマに主眼を置き、2回とも金曜日に開催しているところです。しかしながら、1つのテーマだけでほづみ夜市を開催するのではなく、人が集まり誇りに思える駅周辺というテーマを考え

ると、駅周辺にお住まいの方を主な対象者として開催することも必要かと考えます。

そこで、第2回ほづみ夜市の課題への対応と先ほど申しました駅周辺の方を主な対象者とした第3回ほづみ夜市について、冬の土曜日、あるいは日曜日の開催をワイワイ会議で議論していきたいと考えております。

また、第1回ほづみ夜市を視察された会社より、自主的なイベント企画の提案も出されております。他の民間企業が主催する企画とほづみ夜市とを連携させていくことができれば、定期的に開催することも可能となります。このような定期的な開催が、駅前のイベントを通じて駅周辺や駅を利用するさまざまな人々の活用を促し、駅周辺のにぎわいにつながることから、穂積駅周辺が変わるために必要ではないかと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ほづみ夜市については、曜日を考えて、また今年度は2回行っていただけということ、また他のイベント会社の方が瑞穂市の取り組みを見られて、自主的に駅前で何かイベントをされるということでございますので、市民や駅利用者の方には、駅周辺が変わるかもや駅の潜在能力を感じてもらえるよい機会づくりになってくるかと思いますが、一方でJR穂積駅圏域拠点化構想の推進には、このような飲食を伴うイベントのほかに、駅への愛着、関心を高める継続的な取り組み、あるいは仕掛けも不可欠ではないのかと私は考えます。

昔、汽車まつりが駅周辺で行われた時代、夏休みに合わせ、子供たちに駅周辺の風景を描いた絵や「汽車」というお題の習字を募集し、旧駅南公民館に一堂に集めた作品展覧会があったことを、画板を首にかけながら駅前広場で絵を描いた当時の小学生の一人として、私は今も鮮明に覚えています。

また、先日の少年の主張瑞穂大会でも、自分たちがキャリア教育プログラムでつくる商品の販売をスーパーだけでなく駅前でも行い、駅前の活性化や未来にかかわりたいという中学生の発表もございました。

このように、未来の駅利用者である子供たちの穂積駅にまつわる思い出づくりや、また進行する駅再開発事業に何らかの形で参画できる取り組みを進めていただくことはお考えいただけないでしょうか。

そして、市内に居住または駅を利用して通学される朝日大学生の方にとって、瑞穂市穂積駅は青春時代の思い出の地となると思います。その地のまちづくりに一層参画いただくための取り組みを進めていただけるお考えはございませんか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の将来駅利用者である子供たちが何らか参画できないかについてお答えいたします。

瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想は、20年後に目指すべき将来像を見据えてまとめたものです。この構想には、瑞穂市内の３中学校の生徒さんにアンケート調査、さらに穂積駅周辺のまち歩き及び駅周辺のよい点、悪い点、将来像などについてワークショップを行いました。一緒にいろいろ中学生の意見を聞きましたが、それはとても興味深く、夢を描いているものでした。

このように20年後、穂積駅の利用者となってくれている中学生が、自分の意見が採用されてこのようになったんだという誇りを少しでも持っていただけたらと思います。参画するものとして、例えば今年18日に開催された第14回少年の主張瑞穂市大会～わたしの主張2017～において穂積中学校３年生の伊藤さんからは、「今」という題で穂積駅周辺の商店街を今変えないといけないという主張をされました。その内容は、昨年度、瑞穂市が市内の３中学校に対し実施した穂積駅周辺の元気づくりについて考えるためのアンケートをきっかけに、自分で現状や、その原因分析を行い、商店街を元気にするためには空き店舗を利用した穂中商店の参加や子供たちの憩いの場をつくるなどのアイデアが述べられ、最後に今変えないといけないと強く主張されました。

これらのアイデアの提供や実施など中学生が参加できるように、今後、教育委員会や学校、ＰＴＡの御協力を得ながら進めたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○２番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

ＪＲ穂積駅圏域拠点化事業という、この言葉はすごく長いので、子供たちにはキャッチコピーやキャラクターなどをつくっていただくようなことを進めていただけるとおもしろい取り組みになるかなあと考えておりますし、個人的にですよ、先ほど来、朝日大学さんにおかれましても学祭を予定されますので、学祭の一部を駅前広場でちょっとやっていただくというようなことも考えていただければいいかと思っておりますし、先ほど御答弁いただきました穂中商店、これはどういったことかということについて補足をさせていただきますと、市内の中学校では、平成22年より総合的な学習の時間として、キャリア教育プログラムとして、生徒、保護者、先生から出資金を募り、会社を設立して、市場調査や商品開発、販売までをされているプログラムでございます。平成22年のときのテーマは、瑞穂市とゆかりのあるものとして、当時の中学校３年生はサボテンをイメージしたキャラクターのテンサボＴシャツ、２年生は長良川の逆水の防止、悪水排除のために尽力されました川崎平右衛門さんを描いた平右衛門バッグをつくり、市内の店舗をお借りして販売しておりました。ちなみに、これが平成22年、その当時の２年生、ことしの新成人がつくった平右衛門バッグです。

このように、子供たちはとてもポテンシャルを持っておりますので、穂積駅について、あるいは汽車まつり、駅周辺の文化財や観光資源の商品開発をお願いして、近い将来で結構です、

駅再開発事業に何らかの形で参画いただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番 今木啓一郎君の質問は終わりました。

続きまして、15番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

議員提案として4項目の一般質問を行います。

初めに、市長が考える市政の課題と今後の取り組みについて、質問席より行います。

市長が考える市政の課題と今後の取り組みについてお尋ねします。

市長は7つの基本施策を掲げ初当選され、その後、平成28年3月に瑞穂市第2次総合計画を策定し、各施策を実施されておるところでございます。既に、市長となり任期4年の半分が過ぎました2年が過ぎ去ろうとしているところでございます。第2次総合計画で重点施策を掲げておりますが、予定どおり進んでいる施策、予定よりおこなっている施策は何かあるのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの若園五朗議員の市長が考える市政の課題と今後の取り組みの質問にお答えいたします。

第2次総合計画の重点施策のうち、予定どおり進んでいる施策の質問については、平成28年度事業の評価を総合計画等評価審議会ですべて今年度7月に審議を行う予定であり、現在、担当部署に事業実績の報告をお願いしているところでございます。したがって、評価結果については、いましばらくお待ち願いたいと思います。

なお、市といたしましては、重点施策も含めまして次の事業がおおむね予定どおり進んでいると考えていますので、御報告いたします。

7分団、生津の分団でございますが、その創設、また消防団確保対策勸奨のPR。また、建築物耐震化促進事業など。都市計画マスタープランの見直し。そして、JR穂積駅圏域拠点化構想策定事業。国道21号6車線化。別府水源地配水池新設工事。若年健診の事業。認知症対策の推進事業。また、子供預かり施設の拡充、別府保育所東館など体制整備事業。福祉医療費の助成事業、高校生までの拡大。ICT教育の推進事業、穂積小・巣南中の特別支援教室へのタブレット端末導入や全中学校への電子黒板導入など。また、教育研修事業にあつては、若手教員への研修ということ。また、民間施設を活用しました地域活性化拠点創出事業、さい川さくら公園での水と緑のマルシェ。南保育・教育センター大規模改修工事。中学校空調設備機器設置工事。本田小学校大規模改修工事。南小学校大規模改修工事。また、ふるさと納税の推進な

どでございます。

もう一つ、予定よりおこなっている事業ということでございますが、公共下水道事業、また現在進めておりますが、第3次行政改革大綱の策定業務と考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 次の質問ですけど、先ほどこういうような事業をやっているということで進んでいるということでございますけれども、瑞穂市の第2次総合計画の重点施策として進めていただいていると思いますけれども、一方で予定よりおこなっておる施策ですね、先ほど述べられましたんですけども、この2年間でおこなっている施策について再度もう一度確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま申しました公共下水道でございます。この公共下水道については、何回もお答えしている内容かとは思いますが、地元及び地権者の理解を得ながら進めていきたいという方向でございますし、また第3次行政大綱の策定につきましては、平成28年12月から3月まで計4回行い、またさらに今年度、29年4月から6月まで、昨日の4回目を含めまして合わせて8回の行政改革推進委員会で慎重に審議していただいているところでございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 基本計画には、安心・安全で暮らせるまち、便利で快適に暮らせる美しいまち、心が通う助け合いのまち、夢あふれ希望に満ちたまち、活気あふれる元気なまちなどの方向性が示されているところでございます。その中に重点施策といたしまして、治水・防災、都市基盤、下水、高齢者福祉、医療・健康、子育て支援、学校教育、農業、商工業、観光・交流など、財政運営があると思います。市長の残りあと2年でございますけれども、今後の具体的な実施計画と重点項目を具体的にどのような内容で考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 現在、重点施策の実施計画につきましては、毎年、各部署の意見を吸い上げて見直しを図っているところでありまして、平成29年3月にも実施計画を見直したところでございます。さらに、先ほども申しましたが、7月には総合計画等評価審議会で事業実績の審議を願うところでございますので、またその評価を参考にしながら、必要であれば次年度に見直しを考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま答弁いただきました予定よりおくれれている施策と、市長のあと2年ある中、今後、具体的な実施計画が実施されるよう行政にお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

各種重要プロジェクトの進捗状況についてお尋ねします。

平成29年3月議会一般質問でお尋ねしましたが、瑞穂市では第2次総合計画に基づき、庁舎建設、大月多目的広場の活用、ICT教育、JR穂積駅圏域拠点化構想など、多くの重要プロジェクトを掲げておるところでございます。その重要プロジェクトを着実に進めることが、市長が言われる誰もが未来を描ける瑞穂につながると考えています。

そこで、3月議会でも御答弁いただきましたが、次の6項目の推進状況及び今後の取り組みについて御答弁をお願いします。

1つとして、新庁舎建設プロジェクトチームはどのように現在取り進められているか。

2として、大月多目的広場の活用方針はどのように取り組まれているのか、お尋ねします。

3番、ICT機器の充実だけでなく支援体制として、情報教育支援教員の配置はどのように取り進められているのか、お尋ねします。

4. 拠点化構想ロードマップに基づく各種施策の進捗状況についてお尋ねします。

5番として、駅南公民館の取り壊しの進捗状況についてお尋ねします。

最後に、瑞穂市内の企業誘致については、改正農村地域工業等導入促進法及び地域未来投資促進法に基づく土地利用計画基本構想の考え方についてお尋ねします。

関係部長の答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの若園五朗議員の御質問にお答えさせていただきます。

新庁舎の建設プロジェクトチームにつきましては、現在、設置要綱を作成いたしまして、今月中に全課を集めて新庁舎建設プロジェクトチームの第1回会議を開催する予定をしております。その中では、庁舎にどのような機能が必要かを議論する準備として、現在の庁舎の状況等を情報共有し、今後の進め方の議論をする予定でございます。

また、これとあわせまして、新庁舎建設に係る資料収集等を含めた公共施設（建築物）の適正化計画検討業務の入札作業も進めているところでございます。この契約後は、新庁舎建設プロジェクトチームにおいて、他の市町の例を参考に、新庁舎の持つべき機能や新庁舎建設候補地のピックアップを今年度中に進めたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 大月多目的広場の活用方針についてお話しさせていただきます。

まず、28年度の取り組み状況を説明させていただきながら、御回答させていただきます。

地元西地区のほうから、自治会長連名による要望書が提出されております。その内容は、子供たちの遊び場、少年団の活動、それから中学生の部活動練習場、高齢者の健康運動とかコミュニケーションの場所、全市民の運動の場となる公園ということでございます。

また、市庁舎の職員からも参考意見をとりたいということで、庁内検討会議も開催しました。各課から提出された21件の案件がありまして、公園・広場というのが、これは芝生広場や健康広場というようなイメージなんですけれども、こういうのが14件ありました。

次が問題なのですが、中学生によるみずほ未来プロジェクトというのも今やっております。こちらについてお話しします。

28年度から新たな取り組みとして、みずほ未来プロジェクトというのをスタートさせました。大月多目的広場の20年後ということで、中学生の子たちが将来の土地のことについて一生懸命考えてくれました。その話し合いが、活用方法について提案をまとめていただいたんですが、3校とも公園・広場ということでございます。

これらの状況から鑑みまして、どの方面からも公園・広場の整備を望む意見というのが多くを占めているという状況で、その内容についてはいろいろと詰めていくと、少しずつはどうしてもイメージがずれますので変わるものでありますが、基本的にはいつでも誰でもが気軽に利用できる市民の憩いの場となるものを期待しておられます。

公園・広場を整備することによって、災害発生時の臨時避難所だとか仮設テントだとか設置等、そういうものができます。災害対策にも寄与する場所となるようなという意見もありました。

以上のことから、今後の大月多目的広場の活用においては、子供からお年寄りまで誰もが自由に来て利用ができる公園・広場となるような整備としていきたいと思っています。

先ほど駅前の方にもありましたが、中学生の子たち、子供たちが一生懸命に将来のことを考えていただいております。教育委員会としては、この子供たちの意見をどうしても大切にしたいと考えていきたいと思っています。いろいろと関係機関との調整とかあります。公園だといっても、接続の道だとか、いろんなことがありますので、土木のほうとか、財政のほうとか詰めなきゃいけません、とにかく子供たちの思いというのは引っ張っていききたいなと思っています。

何とかこの29年度中には、公園といってもいろんなイメージがあるので、具体的に絵を描いてもらって示すということでまた意見が出せるような場というのをつくりたいと思っていますし、30年度に設計ができるようなことということで思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 3点目のＩＣＴ機器の充実だけでなく、支援体制として情報教育支援員はどのように配置され、今、その活用が行われているかという状況についての答弁をさせていただきます。

まず、ＩＣＴ機器の充実につきましては、現在、電子黒板を中心とした導入を計画的に進めさせていただいております。本議会の最終日にも追加議案で議決いただきたいということで進めておりますが、予定どおりいきましたら、夏休み中には各中学校に配置できるという運びになるかと思えます。2学期が始まるまでには活用できるような準備をしているところでございます。

この電子黒板を中心としたＩＣＴ機器を全ての教師が効果的に活用できるようにするために、先ほど来出ております情報教育支援教員を、巣南中を勤務の本務として配置し、市内の全ての小学校・中学校に兼務の辞令を出しております。現在、この教員は、瑞穂市ＩＣＴ教育推進計画の立案であるとか、4月に行わせていただきましたＩＣＴ機器のデモンストラーションの企画とか運営を行ってくれました。また、導入する機器の機種や機能の選定における参考意見もいただいております。

また、今後ですが、瑞穂市情報教育担当者会議を企画・運営したり、ＩＣＴ機器活用の効果についての検証方法の検討など、瑞穂市内全体のＩＣＴ教育推進のための支援体制を構築する中で、その指導力を発揮しております。

この教員の役割は3つございます。以前もお話しさせていただきましたが、校内における研修というものの講師として考えておりましたが、さらにここに1つ追加をさせていただいております。子供への研修の講師でございます。内容は、情報モラル教育の講師です。実際、学校からそれはできないかという依頼がありました。子供たちにとりましては、ＩＣＴ機器の活用と同時に、情報モラルを身につけることはとても重要でございます。子供たちへの情報モラル教育を充実するとともに、指導する現場の教員の負担軽減にもつながるということで活用を考えております。

今後は、電子黒板やデジタル教科書の導入に向けて、より効果的な機器の活用方法をできるような資料化をして現場の教員に提案していく、こういったことを今考え、導入後の様子を見据えた支援の準備を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想ロードマップに基づく各種施策の進捗状況についてお答えいたします。

瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想は、市民の方々や関係機関などの御意見を伺いながら、ことし3月にビジョン、構想図、構想を実現していくために現時点で取り組むべき事業や事業間の関係性、目標とすべき時期を整理したロードマップを作成いたしました。

このロードマップをもとに、関係課の総括課長補佐クラスをメンバーとする瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化つ・つ・む構想推進プロジェクトチームを立ち上げたところです。その内容は、ロードマップの内容よりもさらに細分化した30を超える検討項目、瑞穂市第２次総合計画との整合や実行予定月を平成29年から平成30年の２カ年分について情報共有するとともに、意見を出し合い、関係課が連携しながら事業を着実に進めていくものでございます。

具体的には、既に歩行者などの安心・安全な環境づくりとして、街灯・防犯灯改善のためのまち歩きを地元自治会や関係課と実施していることや、穂積駅より北からバスを利用し来る人に対し、公共交通の利便性向上を目的として、バスを北口に乗り入れる検討を関係課と始めたところでございます。

これ以外の項目についても検討を始めており、構想の早期実現に向けて関係課と連携しながら、途切れることなく実施してまいりたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ５番目の御質問にありました駅南公民館の取り壊しの進捗状況でございます。

駅南公民館につきましては、２月に副市長をトップとした会議で、境界を確定した後、建物を取り壊すという方針のもと、４月に境界を確定するための測量業務を委託いたしました。５月には、前回の工事着手時に地権者の協力が得られずに境界確定の見込みがないことが予測されるため、駅南公民館を含む土地処理問題を御担当いただいた弁護士に相談したところ、境界を確認することと取り壊しとは関係のないことと判断いたしました。また、事前に近隣地権者に工事方法及び工事の影響を説明した後、取り壊し工事に着手する御指導をいただきました。さらに、近隣地権者が駅南公民館の取り壊しの妨害をされたときのために、裁判所に工事妨害禁止の仮処分を申し立てる等の準備をしておくことの意見ももらいました。

したがって、今後は取り壊し工事の積算にかかり、取り壊しの準備を進めながら、近隣地権者との交渉を重ねた上で、取り壊しの時期の決断をしてまいりたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ６つ目には、市内への企業誘致についてというような御質問であると思います。

企業誘致につきましては、岐阜県でも東海環状自動車道の西回りルート of 全線開通を見据えまして、工場用地化の可能性があるものとして約300ヘクタールの工場用地開発を目標としております。また、この４月からは、工場用地開発を戦略的に展開していくために、西回りエリア工場用地開発推進連絡会を設置いたしまして、工場用地開発にかかわる法規制、それから手続、情報収集など担当者の勉強会を始めており、瑞穂市もそこに参加しております。

瑞穂市でいきますと、東海環状ですと大野・神戸インター、それから既に開通しております

大垣西インター、それから今後、名神高速道路で安八のスマートインターといったようなインターができるという中で、瑞穂市としましても道路ストック効果の発現をさせるような企業誘致が必要だと考えております。

先ほど御紹介がありましたように、先日閉会しました国会において、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律、これを略して改正農工法と申しますが、及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律、これが議員の紹介がありますように通称「地域未来投資促進法」と申しますが、これが6月2日に公布されたところでございます。

改正農工法では、農村地域工業等導入促進法の導入促進の対象となる業種の限定を廃止いたしまして、産業全般に拡大する内容です。地域未来投資促進法では、地域経済牽引事業として、地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、かつ地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼし、地域における経済活動を牽引する事業の計画について承認された場合、各種法的許可に関し、支援措置が行われる内容となっております。

瑞穂市におきましても、地域雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、産業振興となる優良企業の誘致が課題となっており、国や県の動きに合わせ、改めて市内全体を見直して企業誘致の対象の選定を行っていきたいと考えております。この6月の議会におきましては、その調査費として補正予算を計上させていただいておるところでございます。

今後は、瑞穂市が企業誘致を行っていく上で既存の農地の効率的な利用に支障が生じないよう配慮しながら、農業との調整を図った上で土地利用基本構想を策定することが重要であると考えておりますので、今後とも企業誘致につきましては、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） ただいま答弁がございました新庁舎プロジェクトチームについては、15年後に庁舎建設するためには、既にやるべきことは山ほどあります。精力的に進めていただくことをお願いいたします。

大月多目的広場の今後のスケジュールをお聞きしますと、平成30年には設計予算をするということでございます。今年度は、先ほど答弁がございましたとおり、いろんな市民から聞いたこと、あるいは御意見をもとに、具体的な公園のイメージをつくっていただくことをお願いいたします。

駅拠点化構想を実現していくためには、さまざまな事業を段階的に着実に推進する必要があります。ロードマップで設定した3つのステップ、5年後、10年後、20年後の期間を設定しました。駅への交通利便性の向上、駅周辺の交通環境を改善すること、駅周辺の方々が日常生

活は豊かであると感じる、住み続けたいと思えるように実現するよう望んでみえると思います。
J R穂積駅圏域拠点化構想を実現することを期待しております。

駅南公民館につきましては、さきの議会で早ければ平成30年取り壊しとございましたが、本日の答弁ではなかったんですけれども、今、スケジュールが取り壊しに向けてスピーディーに進められているということでございますので、今後、取り壊しに向けて精力的に行政事務をお願いいたします。

瑞穂市内への企業誘致について、市街化調整区域及び農業振興区域内の土地利用制限を考慮した企業誘致を実現できるよう望みます。

以上で、重要プロジェクトの課題が着実に進めていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

瑞穂市の教育の方針と重点についてお尋ねします。

加納教育長は任期1年目がたちました。残り任期2年ですが、今後の教育の取り組みについてどのように考えておられるか、お尋ねします。

具体的に、瑞穂市教育大綱の保育・幼児教育の充実と子育て支援、安全・安心・快適で質の高い学校教育、地域に学び世代を超えたコミュニティづくりの推進について、残り任期中における今後の具体的な実施計画はどのような内容か、お尋ねします。

5年後、10年後、瑞穂市全体の教育に関するビジョンはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 瑞穂市の教育を進める上で最も大切にするのは、今、議員がおっしゃられました瑞穂市教育大綱でございます。この中には3つの項目がございます、その項目に沿いながら、課題等、重点となっているものをお話しさせていただきたいと思っております。

1つ目が、保育・幼児教育を充実して子育て支援を拡充しますというものがあります。ここでの重要課題は待機児童の解消でございます。市の方針としまして、保育所整備方針に基づいて今進めているところでございます。内容としましては、とりわけ老朽化した保育所、未満児保育ができていない保育所、小学校の校区に設置されていない保育所、こういったものができるような保育所の設置を考えて進めておるところでございます。方法としましては、公私連携の保育所型のものを今考えて進めているところでございますが、特に利用者となる子供の保護者であるとか、あるいはその地域の方々、あるいは当該の保育所の職員、こういった方々への趣旨の説明を丁寧に行って、さまざまな意見をお聞きして、今も改善しながら進めてきているところでございます。今後は、この計画に沿って、実態も踏まえながら、未満児の待機児童が一人でも解消できるように進めていきたいと考えておりまして、5年後、10年後には全てのお子さんが希望の保育所に入所できるよう考えていきたいと思っております。

2つ目の安全・安心・快適で質の高い学校教育を目指しますというものでございます。安全・安心・快適という内容にはハードの部分がございまして。市内の小・中学校は、おかげさまで全ての学校にエアコンを設置していただきました。また、本年度工事が始まっております本田小学校及び南小学校の大規模改修が完了しますと、市内の全ての小・中学校のトイレが洋式化されます。これも県内ではトップクラスでございまして。ちなみに、県ではおよそ4割の洋式化トイレの設置という状況でございまして、私たちの瑞穂市におきましては、本当に御配慮いただいて、100%に年度内に到達するという安心・安全で快適な部分がございまして。

さらに、教育環境を充実するために電子黒板の導入も当初予算において提案させていただき、今それも順調に進めさせていただいておりますところではございますが、重点としまして考えておりますのは、学力、体力、そして道徳心、こういったものの基盤となるものとして活動を2つに絞り、挨拶と読書というふうで今進めているところでございます。

挨拶につきましては、それぞれの学校で今、非常に工夫した取り組みを行っております。例えば、御存じのように、MSジュニア、MSキッズというのが本市にはございまして。本年度もたくさんの児童・生徒がここに応募してくれました。先日も入所式を行って、その後、中学校区ごとに今後の取り組みの計画を考えてくれたところでございます。

3つの中学校で共通してやってくれるのが、中学生が自分の出身の小学校へ朝行きまして、そこで挨拶運動を行う。中学生が自分の出身の小学校の後輩たちと一緒に校門で挨拶を行う、こういう計画を今立ててくれました。さらに、校区によっては地域の大人の人も巻き込んで挨拶運動ができるといいな、そんな願いまで持ってくれております。まちじゅうに挨拶が自然に飛び交うようなことを目指したい、そんな思いにMSジュニア、MSキッズの子供たちは思いを寄せております。

また、読書につきましては、昨年度見られた課題が、中学生の読書量がかなり低いというところではございました。中学生にメスを入れていきたいということもありまして、本年度、読書を取り組みの中心、重点として進めてきたわけですが、現在、例えば穂積中学校及び巣南中学校は、学年を挙げて図書館へ行って学習を行うような計画を進めておりますし、実際にもう行っております。穂積中学校では、郷土研修がありまして、その調べ学習にすぐ横の穂積図書館に行っております。巣南中学校の生徒は、土曜授業の日の時間を利用して、一度に全校は行けませんので、割り振りを行って順番に分館のほうで学習するというところを行っております。おかげで、初めて図書館に入ったというお子さんが何人もいるということがわかりました。同時に、図書館のカードを作成して、自身1人で借りられるようなことも登録ができたというおかげで、今進んでいるところでございます。

また、学校によって読書の取り組みはそれぞれ方法を任せております。一律ではなく、学校の事情に合わせて行っておりますが、朝読書、給食配膳読書、昼休み読書、学校の取り組みや

すい方法で行っておりますが、先日、穂積北中学校へお邪魔しました。ここは全校朝読書を毎日行っております。ちょうどその時間帯に入ったところ、本当に校舎内に誰もいないぐらいの静けさで、子供たちは教師と一緒に本を集中して読んでおりました。そのまま御存じのように朝の会に入っていくわけですが、本当に落ちついたしっとりとした雰囲気の中で係から連絡をきちっと受けとめ、先生の願いの話を聞き、朝の会を終えて1時間目に向かっていく、そんな様子を見させてもらいました。

学校はいつでもオープンにしておりますので、議員の皆様方ももし御都合が合えば、8時15分前後に行っておりますので、行っていただけるのもありがたいかなと思っております。他の学校では、毎日ではありませんが、週に2回とか、あるいは給食の配膳中に行うとかいう取り組みを行っております。

今の挨拶と読書につきましては、単年度ではなく、少なくとも5年間は継続するという計画で今進めております。

大人が企画するものではなく、子供が自発的に行っていけるような力をつけていきたいとか、読書によって豊かな知識であるとか、豊かな言葉であるとか、そういったものを身につけた大人になっていってほしいという願いを持っております。それらを受けとめてもらいながら、各学校や園・所のほうで取り組みが始まっており、図書館もその機能を十分に果たせるよう努めてくれているところでございます。

ほかにも取り組みとしましては、ICT教育の充実であるとか、英語教育の充実というものを行っておるわけですが、全ての基盤として挨拶と読書をそこに据えております。

さらに、昨年度から始めました、先ほどから何回も出ておりますみずほ未来プロジェクト、これもテーマを決めて中学生が、本当に20年後にそれが実現するといいなというぐらいの思いで取り組んでくれております。このプロジェクトこそが子供たちの総合的な力を身につけていくんじゃないか、そしてそれを発揮していくんじゃないかという事業につながっていくと思っております。

今後も、中学生も市民の一人だという思いで、このプロジェクトを進化、発展させていきたいと考えております。そして、子供たちの願いや考えが市内のいろんなところの実現できるといいなあという思いも持ちながら、子供たちに本当に夢や希望を与えられる教育を今後も進めていきたいと考えております。

5年、10年先を見据えた教育を瑞穂市は進める中で、確かな力をつけていく、その基盤を整備して進めていこうというのは当面の願いでございます。皆様方にはまたいろいろと御理解、御支援いただくことが多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 移住・定住の瑞穂としての最重要課題は待機児童の解消と考えます。

公私連携型認可保育所をぜひともお願いいたしまして、積極的に動く教育長なので、今後もネットワークよく動き、今示されました重点施策をやり通していただくようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後ですけれども、連携中枢都市圏構想は、総務省自治行政局長通知（平成27年1月28日）において、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略2016年改訂版においても目指すこととされた連携中枢都市圏構想について、岐阜市が中心となり、今年度末までに都市圏ビジョンを策定するスケジュールが示されたところでございます。このスケジュールに合わせるためには、瑞穂市は6月議会において連携内容、宣言案、協約イメージの説明がなされ、9月議会において連携協約を議決し、首長が締結することになっておるところでございます。

そこでお尋ねします。

このような短時間で議決しようとするには、人口が増加している瑞穂市にとって岐阜地域広域連携協議会の構成市町と連携協約を締結するか否かを見きわめなければなりません。これまでに羽島市や各務原市が様子を見ている状態でございます。

消防については、平成18年に消防組織法が改正され、岐阜県では平成20年3月に岐阜県消防広域化推進計画が策定され、その後、岐阜地域4市1町の広域消防運営計画が策定されているところでございます。このことから、連携中枢都市圏構想に消防への影響は少ないと考えますが、それ以外に瑞穂市にとってメリット及びデメリットにどのようなものがあるか、具体的な答弁をお願いします。今後の議決にも影響しますので、わかりやすく丁寧に御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの若園五朗議員の御質問にお答えいたします。

今回の連携中枢都市圏構想につきましては、ただいまから説明させていただきますが、この連携中枢都市圏構想というのは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要施策として位置づけられているもので、人口減少、少子・高齢化に対応するため、圏域で核となる都市と、その圏域市町が連携をすることにより地域活性化策や行政サービスを推進し、圏域を構築していくものであります。

また、今回は、地方自治法の改正や連携中枢都市圏構想推進要綱の制定など、法的な裏づけもされております。そこで今回、岐阜地域においても、岐阜市を中枢都市として、瑞穂市、本巣市、山県市、北方町、岐南町、笠松町、安八町の4市4町で広域連携をしていこうというものであります。

この連携は、岐阜市と連携する市町が経済成長の牽引、都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上といった3つの大きな枠組みの中で、1対1の連携協約を議会の議決のもと

締結し、圏域で中・長期のビジョンを策定していくものであります。よって、すぐに連携してメリット・デメリットがあるというのではなく、今後、圏域でどんな取り組みができるのかということ話し合って圏域の将来構想をつくっていくものであります。まずは話し合いの場に参加していくということですが、市にとって重要なことだと考えております。

また、この連携は、連携する市町の裁量により政策面で自由に役割分担を盛り込んだり盛り込まなかったりすることができます。柔軟な連携制度となっております。ただ、メリット・デメリットということでは、この連携を進めるに当たって、以前から岐阜圏域6市3町で任意で組織している岐阜地域広域圏協議会の場を使って、この連携で取り組める事業の洗い出しを行ってきております。

当市としましても、取り組みたい事業として、経済成長の牽引の分野では、地域の中堅企業を核とした戦略産業の育成を図るため、岐阜地域産学官連携交流会など、都市機能の集約強化の分野では、既存連携している2次救急医療体制や、圏域の公共施設の洗い出しや利用状況の把握に向けた検討体制の構築など高次都市機能の強化する事業を上げております。

さらに、生活関連機能サービスの向上の分野においては、防災分野では議員の言われた消防の広域化や広域避難体制の整備・強化、福祉分野では医療・介護サービス提供体制、既存の病児・病後児保育、保育所の広域入所などを上げております。

また、さらに教育や公共交通といった分野でも、教員研修や地域公共交通など幾つか事業を上げており、これから圏域に参加し、いろいろな情報をもとに瑞穂市として事業に取り組んでいこうと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 連携中枢都市圏ビジョンは国が2014年に創設、その中には、先ほども答弁がございましたが、医療、教育の充実や産業育成、観光振興などに取り組むことになっております。圏域内での質の高い行政サービスや、働き口を確保することでの人口流出を防ぐ法律でございます。

これから中枢都市圏ビジョンの策定作業が進められると思いますが、瑞穂市と連携できるものについては提案していただき、例えば岐阜城と中山道の観光を用いて圏域の観光資源を活用した魅力と情報発信により、圏域への誘客拡大と交流人口増加に取り組んでいただきたいと思います。相乗効果をもたらすように努めていただきたいと思います。

今回の質問は、市長が考える市政の課題と今後の取り組みについて4項目について質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番の若園五朗君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。15時20分から再開をいたします。

休憩 午後 3 時06分

再開 午後 3 時21分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1 番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 議席番号 1 番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

本日は一般質問の初日ということもありまして、午前には3名の議員が登壇をされました。また、お昼休会を挟み、2名の一般質問が終了し、私で6人目となります。時間帯的にも非常に体力的にも精彩を欠く時間帯かと思われませんが、今回の一般質問の中にはところどころに緊張感のある、また鋭い質問を挟み込んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

1年前、初めてこの議場に登壇し、緊張の中、何が何だかわからないうちに一般質問を行ったのがきのうのように思い出されます。1年たちましても相変わらずここに立つと緊張するものでありまして、なかなか場なれをしません。本日も、わかりがたい質問になるかもしれませんが、何とぞ御容赦のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の私の質問は3点でございます。1つが3月議会の一般質問よりと題しまして、未利用地を利用したリサイクルセンターの取り組み状況やカーボン・マネジメント強化事業の補助金活用についてお聞きしたいと思います。2つ目が地域の集会場についての質問であります、公共施設及び自治会公民館を含め、その整備方針等をお聞きしたいと思います。最後に、本定例会の報告にもあります事故繰越という事務処理につきまして、私の勉強も兼ねまして、その内容についてお尋ねをいたします。

これよりは質問席に移り、質問いたします。

初めに、私が3月議会の一般質問で御提案をさせていただいた項目について、その後の市の検討、また取り組みについて質問をしたいと思います。

まずは、未利用地を利用したリサイクルセンターについてお尋ねいたします。

3月議会で、空き容器回収機による回収から、民間活力を導入し、未利用地を無償で提供したリサイクルセンターを提案しています。今、段ボール、新聞、雑誌、衣類、金属類などの処分は、24時間いつでも利用できる民間リサイクルセンターの利用者がふえています。特に若い世代ほど、その利用は多くなっています。

このような民間リサイクルセンターで、さらに空き缶、ペットボトルを取り扱うことができれば、より効率的な経費削減ができるのではないかと、他市町に先駆けて、このような仕組み

の構築が必要ではないかと提案をさせていただいたわけですが、3月の御答弁には、残念ながら民間事業者との連携は現時点で考えていないとのことでありました。また、未利用地を利用したリサイクルセンターにつきましても、有効な方法であるが、費用等の課題もあり、検討したいという答弁をいただいております。

確かに新しい施策を実行するには、費用対効果や持続の可能性などを十分精査する必要があります。しかし、私が今回、3月に引き続きこの提案に答弁を求めましたのは、本定例会の議案第29号に瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例が提案されたからであります。この条例案のもとになる法律は小規模基本法であります。この基本法のポイントは、1つ目がきめ細かいサービスを提供する小規模事業者が活躍できる環境を整えること、2つ目が小規模事業者が多様な人材を活用してできるように支援すること、3つ目が小規模事業者を地域経済の担い手として捉えること、そして4つ目が、これらを実現するために、地方公共団体や商工会などが一体となり、支援のためのネットワークを構築することです。言うなれば、市内の既存企業と行政が一体となって地域経済を巡回させる仕組みをつくることが求められていると思います。市の未利用地を無償提供するのは官民の連携であり、民間企業によるリサイクルセンター運営は、まさに小規模企業事業者が地域経済の担い手となり、地域の活性化を図ることになると思われます。

そこで、再度お尋ねをいたします。

未利用地を活用したリサイクルセンター事業について、3月以降どのような検討が行われたか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、松野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、空き容器回収機の設置場所についての検討結果を御説明いたします。

空き容器回収機は、現在、市内全13カ所に設置しておりますけれども、平成28年度の設置場所ごとの回収量を集計しましたところ、一番回収量が多かったのは穂積庁舎で、続きまして柳一色公園、バロー穂積西店、西小学校、平和堂穂積店という結果となりました。

全13カ所のうち、公共施設以外の設置場所はバローさんと平和堂さんの2カ所ですが、両方とも上位に入っております。これは、買い物のついでに空き容器回収機を利用される方が多いのではないかと考えられます。

逆に、回収量が一番少なかった場所は穂積駅で、続きまして本田団地、穂積小学校でした。何か買い物などのついでではなく、空き容器回収機を利用のためだけに足を運ばれるということが少ないのではないかと考えられます。

未利用地を活用したリサイクルセンターの回収を御提案いただいておりますが、以上の検討によりまして、利用者の目線で利便性を考えますと、未利用地よりも、ほかの施設、店舗、敷

地内の設置のほうが利用されやすいのではないかと考えております。

また、官民連携についてでございますが、空き容器回収機の運用について縮小するなど今後の検討が必要かとは考えておりますが、縮小していった場合、自治会のごみステーションにアルミ缶、スチール缶、ペットボトルが大量に出されまして、ごみステーションでは賄い切れないような状況になることが想定されます。そういったときには、ぜひ民間のお力もおかりして御協力いただければと思っております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今、御答弁をいただきましたが、私の提案は議案第29号の瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨に沿った施策の一つと考えております。費用対効果等をしっかりと試算していただきまして、あくまで地元の企業を優先したりサイクル事業を進めていただきますように強く要望いたします。重ねてお伝えいたしますが、今回のこの基本条例を制定する中で、まずもって条文の中にもあるとおり、県外の事業ではなく、また瑞穂市の市内に点在する企業でやっていただける企業がもしございましたら、当然のように市内の企業を優先するという方向で打ち出してみえるものと私は理解しておりますので、今回はこういった要望を強く押させてもらいます。

次に、前回質問したカーボン・マネジメント強化事業についてお尋ねいたします。

カーボン・マネジメントとは、御存じのように、二酸化炭素などの排出量を抑制し、温室効果ガスの排出の削減を図るものであります。6月の初めにアメリカのトランプ大統領が、地域温暖化防止に関する国際条約であるパリ協定から離脱すると表明し、今、世界各国で物議を醸しているところでありますが、私個人としましては、世界の環境に目を背け、一国の利益を優先させる手法には疑問を抱かざるを得ません。

当市の温暖化対策は、平成21年に策定された第1次地域温暖化対策実行計画であります。現在は、第2次実行計画に沿ってその取り組みが行われているものと思われれます。この第2次実行計画は、平成27年3月に策定されているにもかかわらず、その計画期間が平成26年度からとなっているのは若干理解に苦しむところではありますが、それはともかく、この第2次地域温暖化対策実行計画を見ますと、平成19年を基準年度としたCO₂排出量は、平成21年度から平成25年度にかけて削減傾向にあるものの、近年はその排出量削減に限界が来ているように感じられます。

そこで質問をいたします。

平成26年度以降、温室効果ガス排出量の推移など、当然、点検・評価されていると思いますが、平成28年度が中間年となりますので、その中間評価の検証について御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の検証について答弁させていただきます。

まず、当市の第2次地域温暖化対策実施計画の中で、中間評価については特に規定はしておりません。ただし、毎年度、前年度の1年間の実績を集計しまして点検しております。平成28年度の年間実績は現在集計中ですので、平成27年度の実績集計結果について説明させていただきます。

集計結果のうちCO₂の排出源ごとに詳細を見てみますと、燃料使用量のうちプロパンガスと公用車のガソリンは目標値を上回っておりまして、削減がうまく進んでいないような状態です。

プロパンガスにつきましては、公共施設全体使用量の86%を給食センターが占めておりまして、また学校が合計8%を占めております。学校関係がとても大きな割合を占めておりますが、教育委員会へ削減努力について呼びかけを行いますが、近年の児童・生徒の増加を考えますと、なかなか難しいのかなというふうにも思っております。

また、公用車のガソリンにつきましては、基準年度に比べ、削減どころか増加しているのが現状となっております。そこで、全職員へエコドライブの実施啓発や、公用車以外での交通手段としまして、現場が近くの場合だとか、そういったときには徒歩や自転車などで移動するなどといった方法を、公用車の管理部局と連携をとってCO₂の削減に向けて進めていきたいと考えております。

なお、CO₂の排出源には、ほかに電気使用量や燃料使用量のうち、軽油、灯油、重油、都市ガスなどがありますが、こちらに関しましては目標値をクリアしておりまして、平成27年度の時点で市の公共施設のCO₂削減目標を達しておりまして、基準年度である平成19年度と比較しまして12.2%の削減を実現しております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 御答弁、ありがとうございました。

前回の3月議会の質問で、リサイクル事業の提案とともにカーボン・マネジメント強化事業による補助金の活用を御提案させていただきました。その中の一つが、エアコンなど省エネ設備を実施する補助事業であります。3月議会では該当する事業を検討していきたいという御答弁がございました。図書館など空調設備を更新する施設がありますが、これらの事業が補助対象となるかどうか検討はなされたのでしょうか。また今後、エアコン設備にこの補助金を活用する計画があるか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 相浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） ただいまの松野貴志議員の御質問にお答えさせていただきます。

公共施設の空調設備や給湯設備、照明器具の改修についての補助事業は、環境省が昨年度から行っております二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の中に、地域経済と連携し、省CO₂化手法促進モデル事業が該当する可能性がございます。この事業は、地域のリース会社及び地元の工事会社などを活用し、複数の公共施設を一括して省CO₂の目的とした改修を行うものでございます。

ことし4月にこの事業の情報収集をし、補助対象となる施設の洗い出しを行いました。今月末には各施設の図面や改修計画をもとに、補助対象となる可能性の器具や設備の洗い出しを行う予定をしております。その後、各施設及び設備等調査データの組み合わせにより、補助採択の可能性を調査・検討するところでございます。

なお、図書館や総合センターのエアコン設備更新は、昨年度既に故障したことから早急に対応を行わなければならないことから、単独事業での修繕となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 御答弁ありがとうございました。

早速私の御提案させていただいた補助事業につきまして検討していただき、まずもって感謝を申し上げます。また、引き続きそういったエアコン関係、CO₂削減等々を踏まえた補助事業についても、行政のほうで行っていただけることをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

もう一つ提案させていただいたのが、LED照明導入促進事業であります。当市の街路灯は、ナトリウム灯や蛍光灯がメインであり、こういった補助制度を活用してLED照明に移行できれば、それは大きな経費削減につながります。人口25万人未満の自治体の街路灯にLEDを導入・促進する事業が補助対象になるかどうかの御検討がなされたのか、また補助対象事業であれば、これを活用する計画があるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、市内では市が管理しています街路灯・防犯灯、合計で4,630基ございます。これらは全て蛍光灯、またはナトリウム灯というようなものでございます。蛍光灯につきましては生産中止となっておりまして、またナトリウム灯の生産についても、今後は省電力であるLED灯へ移行する傾向にございまして、今後は市でも街路灯をLED灯へ順次切りかえる方針でございます。

今年度は、JR穂積駅圏域拠点化構想推進事業の中で、駅南北の夜間状況について、街路灯・防犯灯改善のまち歩きを実施した結果による意見を踏まえまして、街路灯のLED化を試験的に実施する予定でございます。

さて、議員御質問のＬＥＤ照明導入促進事業を活用した街路灯のＬＥＤ化につきましては、国の補助メニューによりますと、当市の人口、それから財政力指数からいいますと、事業費用に対して補助率が４分の１、上限は１,５００万円でありまして、全体の補助事業のスキームを見てみますと、非営利法人が公募、そこへ市が応募するというような形で、導入調査、それから計画事業をして、それから実際の導入事業に入ると。しかも、これは単年度で行うと。その業者の選定についても、プロポーザル方式によるファイナンスリースということで、期間は９年以上必要だということで、これを民間が請け負って行う事業となっています。

県内では昨年、２市１町の実績がございまして、この請け負った業者を見てみますと、大手企業が請け負っておりまして、地元業者が受注することが困難な方式と思われます。また、維持管理の面におきまして、故障等への対応が現状の地元業者の対応に比べて相当遅くなると思われます。また、事業完了後に街路灯を新設した際の維持管理も、このファイナンスリース契約対応、もしくは市内業者への発注対応、どちらかになることとなりますが、リース対応の場合は地元業者への発注業務量の減少、リース対応でない場合はリース物件との区別を行って維持管理していくということで、街路灯・防犯灯の混在化という事務の煩雑化ということも少し懸念されるところでございます。

これらも含めまして、今後、他市町の導入による状況を参考にし、引き続き研究してまいりたいと思っております。

〔１番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○１番（松野貴志君） 御検討されてみえるという御答弁でした。

私のほうが提案させていただきましたのは、ＬＥＤ照明の促進といった事業であります、そもそも蛍光灯やナトリウム灯の電力の消費等も鑑みながら、現在の最新灯であるＬＥＤ照明の活用を強く要望いたしますので、今後ともさらなる研究を重ねていただきたいと思いますようお願い申し上げます、次の質問に移らせてもらいます。

次に、第２項目めの地域集会場について質問をいたします。

集会施設といいましても、コミュニティセンターや社会教育法に基づく公民館といった地方公共団体が所有する施設もあれば、地域の自治会が維持管理を行う集会施設、一般的に自治会公民館と呼ばれる小規模施設など、いろいろなタイプがございます。集会施設は地域社会にとって必要なコミュニティ施設であり、校区、自治会、老人会、子ども会といったさまざまな活動拠点として利用されております。いわば地域の中心となる施設と私は思います。

今、瑞穂市には９８の自治会があり、そのほとんどが自治会単位の集会場を所有しているとお聞きしておりますが、一部では集会施設のない自治会もあるようです。

そこでお尋ねいたします。

市内の自治会で集会施設のないところは何カ所あるのか、またそういった自治会の現状はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの地域集会施設の現状の御質問でございますけれども、単位自治会で公民館を所有している自治会は、98自治会のうち55自治会でございます。これは、集合住宅等の場合で集会室なども含めております。また、自治会が分かれたことなどで共同で使用している自治会が29自治会ございます。合計すると、84自治会は公民館があるということになります。

それ以外の14自治会が公民館がない状況です。自治会の行事は、主に近くの公共施設を使用しているのが10自治会、民間の施設等を利用しているのが3自治会でございます。

現状は以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 14自治会に集会施設がないという御答弁でございましたが、またそういう自治会は寺社や個人宅などを集会場として使っているということであるかなと思います。

自治会公民館の設置につきましては、地域の考えが基本ではありますが、行政としましても時代に即した対応が必要であると私は考えます。これにつきましては、また別の機会に質問をさせていただきます。

続きまして次の質問ですが、市は小学校区の連合組織の設立に力を入れ、今まさにその体制の整備を図っているときかと思います。この組織は地域包括ケアシステムの構築にもつながるものと考えますが、その中にコミュニティセンターの役割と地域集会施設の役割などをどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 地域集会施設の役割につきましては、自治会等の自治会活動の拠点となる施設でございまして、今後、高齢化が進む地域社会においては、歩いて行ける最も身近な施設としてコミュニティ活動の拠点になるものと考えています。

コミュニティセンターの役割といたしましては、地域コミュニティや市民の交流活動の場としての役割はもちろんであります。地域集会施設との違いは、対象としている地域が一つの自治会の枠組みにとらわれず、広く市民に開かれた施設と考えています。

今後、各小学校区の連合会組織の防災関係や地域包括ケアシステムなどの福祉の事業が進んでくるとは思いますが、各校区にとって最も合理的な場所や使い方を検討しながら、地域の皆さんの思いに沿った支援をしていきたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） こういった集会施設は、それぞれに人々が触れ合い、助け合いなどの交流の場であり、またサークル活動や趣味を楽しむ場でもあると思います。御答弁にもありましたが、重要な役割を持つ施設と認識しておられますので、次にその設備方針についてお尋ねしたいと思います。

地域の集会施設として、コミュニティセンターにはその役割があり、また地域の集会施設である自治会公民館にも、またその役割がございます。

そこで、市が小学校区の連合組織を目指す上で、また地域包括ケアシステムの構築を進める上で今後どのように集会施設の整備を進めていくのか、またその整備方針をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 相浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） ただいまの御質問の今後の公共施設の整備方針といたしましては、瑞穂市公共施設等総合管理計画の中でもお示しさせていただいておるとおり、新規の施設の整備を行う前に、既存の施設の有効的な活用がまずは重要であると考えております。

一方、地域集会施設の整備につきましては、市として瑞穂市地域集会施設建設事業補助金等により支援をしておりますが、高齢化社会の中で地域集会施設の重要性がますます高まることなどを考慮し、より地域の実情に合った支援ができるよう今後検討していきますので、よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 当市には牛牧南部と本田の2つのコミュニティセンターがあり、また公民館も市民センター内と巣南にそれぞれ設置されております。そのほか、総合センターや牛牧の防災センターなどもありますが、どの施設も自治会として使用する場合は無料で活用できると聞いております。

小学校区単位で活動する場合も、市の既存集会施設はコミュニティセンター同様の利用ができるものと考えます。しかし、集会施設が現状で満足されているかといえば、そうではありません。仮に新たな公共施設をつくる場合は、人口区分など各要件を満たした上で、自治会公民館の今後の更新なども含め、総体的なマネジメントが必要になると思います。

施設はつくれば、間違いなく維持管理費がかかります。一般的には、建物がその役割を終えるまでに、建築費の5倍もの費用がかかるとお聞きしております。そう考えれば、安易な建設計画は必ず避けなければなりません。瑞穂市建物系公共施設個別施設計画がこの3月に示されましたが、ここにあるように、既存施設の統廃合も含め、財政負担の軽減を図る取り組みが必要かと思います。必要な集会施設は整備しなければなりません、不必要な公共施設は整理しなければならないと思います。ぜひ効果的で効率のよい集会施設の整備をお願いして、最後の

質問に移ります。

最後の質問ですが、事故繰越についてお尋ねをいたします。

本定例会の提出議案の報告第4号に、平成28年度瑞穂市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてがあります。内容は、移転補償物件である事務所の移転に時間を要したため、平成28年度瑞穂市一般会計に係る歳出予算717万1,026円を平成29年度に繰り越しし、これを事故繰越し繰越計算書を調製し、報告するものであるとお聞きをいたしました。

恥ずかしい話ではありますが、私はこの事故繰越という事務処理を全く存じ上げておりません。そこで、繰越明許費と何が違うのか、私のほうで調べてみました。

簡単に言いますと、繰越明許費は、あらかじめ年度内に経費を使用し、終わらないおそれがあることが予想されるものについては、予算の定めるところにより繰り越しをするものであると思います。これに対し事故繰越は、年度当初においては繰り越しを全く予想しなかったが、たまたま避けることができない事故のため、年度内に経費の使用が終わらない事実に対して行われるものであります。全く予想しなかった事故には、異常気象等、工事現場での障害、住民、地権者等関係者との調整、請負業者の倒産、他事業・他機関との関係などが上げられておりますが、本報告第4号の経緯と、また事故繰越の理由をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回の案件の経緯について御説明申し上げます。

今回の案件は、国道21号の6車線化によりまして国道21号下牛牧交差点に交差する市道が塞がれることから、新たな市道の新設が必要となったものでございます。平成26年6月に地元説明会を開催し、関係者の承諾を得て事業に着手いたしました。平成26年度は用地測量と道路の詳細設計や補償物件の調査を実施し、平成27年度当初予算にて用地費、補償費を計上いたしました。その後、現地境界立ち会いの結果、道路の修正設計と補償費の見直しが必要となったことから、用地交渉に入れなかったため、あらかじめ平成27年12月議会にて用地費と補償費の繰越明許を行ったところでございます。

その後、道路計画を一部変更した後、平成28年2月から地権者7名と用地交渉を行ったところでございますが、3名の方が補償内容、用地買収の単価について納得がされないというところから同意が得られなかったこともございまして、事業の一部変更を余儀なくされたところでございます。

この後、28年7月には、今回、事故繰越の対象となる土地の地権者の方がお亡くなりになり、その相続手続のため時間も要したことから、土地売買契約が平成28年11月になり、その時点で前払い7割分をお支払いしたところでございます。これ以降、その方、移転等の事務所について着手されたところでございますが、移転先の調整や事務所の建築の調整に時間を要したため、引っ越し期限、これは契約期限ですが、平成29年3月31日までの移転が困難になったことが判

明いたしました。

このような経緯をもちまして、平成29年3月10日に当該土地地権者の方より、土地の引き渡し期間の延長の協議書が提出され、その後、市がやむを得ない理由であると承認いたしまして、引き続き期間延長の変更契約をいたしました。今回の事故繰越の金額につきましては、契約いたしました後払いの3割分相当の金額になります。

以上が、ここに至るまでの経緯でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今の御答弁で内容は理解ができました。地権者様のお一人がお亡くなりになったと、予想できない事態であったという御答弁であったと思います。

しかし、事故繰越分はいつ契約されているのか、また昨年11月であると御答弁でわかりましたが、地権者様が7月にお亡くなりになられているということでございますが、私は地権者様が亡くなる前に、売買契約をしてからお亡くなりになったから相続もあり、期限までに事務所を移転できないと考えておりました。11月に契約して3月までに事務所を移転することがそもそも可能であったのか、これについては予測ができたのではないかと。当然、地権者様が亡くなっておみえになりますので、相続等はほぼ最長で10カ月はかかると思います。

そういった中で、報告第4号の説明には、移転補償物件である事務所の移転に時間を要したためとありますが、時間を要したためと線引きをしまっているのであれば、この時点では既に事務所の移転は完了されてみえるという説明であると私は理解をいたします。そのあたりの確認も含めて、現在も事務所はありますが、移転はされているのか確認をしたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在の状況は、ちょうど当該地域の交差点を挟んだ南側、御自宅の南側で事務所を建てられているのは確認しております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 事務所を建てられてみえるということは、まだ今現在は移転前、現事務所のほうで作業等をされてみえるということによろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まだ事務所の中の要は什器等、それらの移転はまだされていないというふうに考えております。いずれにしましても、今の事務所はまだ取り壊されていないというような状況でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） このように、事故繰越は繰越明許とは異なりまして、議会議決が一切ありません。報告書として初めて出てきて我々議員がわかります。今回の国道21号下牛牧交差点の市道新設工事につきましては繰越明許と事故繰越があり、非常にわかりにくいものであります。そして、当然ながら、こういった事態が発生いたしますと、年度内での工期はなかなか難しいものと理解もできたはずであると思います。

行政にとっては事故繰越という事務処理でできるかもしれませんが、残された御遺族の皆様にとりましては事故などというわけではございません。そういった言葉を使っていいはずがないと私は思います。相続をなされた地権者様にどのような御説明をし、11月に契約されたかは存じませんが、結果的に繰り越しになる可能性があったのであれば、お亡くなりになられた地権者様、また御遺族様への配慮を図り、できることであれば事故繰越などは使わず、相続された地権者様と無理な契約を行わず、さまざまな御配慮のもとに、再度新年度予算に計上するなど、何かしらの一区切りをする選択肢もあったのかと私は思います。

今回は私も存じ上げなかった事故繰越という内容でお尋ねをいたしておりますが、今回のこの国道21号線6車線化につきましては、瑞穂市にとっても大変必要な事業であると私も思います。また、先ほど来から議員の皆様が質問されているとおり、こういった地権者様が絡んでくる事業等につきましては、格別なる御配慮をしておかなければ、とても今後大きな事業はできるとは思えません。特に穂積駅周辺の再開発等に関しましては、こういった配慮のもとでしっかりと地権者様に説明をして、時間をかけながら行っていくものと私は思っております。事故繰越は繰越明許とは異なるということですが、そういった御配慮もしっかりと今後は行政のほうで考えていただきたいと思います。

お亡くなりになられた地権者様の心からの御冥福をお祈り申し上げながら、また今回の案件は国道21号線の6車線化を進める上で重要な事案であることを鑑み、この質問をさせていただきました。御理解とお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、松野貴志君の質問は終わりました。

続きまして、3番 北倉利治君の発言を許します。

北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治です。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

私は4つの質問をさせていただきます。1つは家庭の日である第3日曜の中学生の活動。それに関連した体育館の床のメンテナンス。3番目に、未来に向けた市政の考え方。これは、午前中にありましてくまがい議員とか今木議員さんの質問にもあったような、ちょっと重複する

ところがありますが、よろしくお願いします。第4番目が、「我が事、丸ごと」地域づくり推進事業活用について。これも実際、中学校区、小学校区の関係も重複するところがありますが、お許してください。

それでは、質問席に移って質問させていただきます。

それでは、最初に教育委員会のほうのことに御質問をさせていただきます。

中学校の休日の活動の関連についての質問であります。

質問事項の一覧表には中学生の活動禁止ということで書いてありますが、この前、文教委員会の協議会では、8月より家庭の日である第3日曜は体育施設を貸し出さないということになっております。この第3日曜の家庭の日に、中学生の活動に対しての体育施設を貸し出さないということの趣旨をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 家庭の日についての御質問です。その最初に、今、どういう趣旨で貸し出さないということになったのか経緯、趣旨をとということの説明をさせていただきます。

家庭の日であります御存じのように第3日曜日でございますが、その日の体育施設の利用について、8月分の利用から、子供たちが加入するスポーツクラブ等の利用を制限ということになりました。その趣旨等を説明させていただきますが、まずもって家庭の日は、明るく豊かな家庭づくりを進め、青少年の健全な育成を図るを目的として、古いんですが昭和42年に県の岐阜県家庭の日を定める条例によって定められました。それから、さらに時代が来まして、平成26年には岐阜県家庭教育支援条例が制定されました。この中では、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努め、家庭教育を地域全体で応援することが求められています。

こうした中で第3日曜日の利用を制限することは、家庭の日を設けた趣旨に沿った考え方であると思っております。また、従来からスポーツ少年団、あるいは中学校の部活動では、その趣旨を踏まえて、それぞれの団体の活動計画の中には第3日曜日の活動は位置づけておりませんでした。そういうような状況の中から、今回、活動の制限というものに至っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 8月からこれが行われるということは、部活動の禁止という形になるだろうと思います。部活動を一生懸命やってみえる方、またその保護者さんはどのような反応がございましたか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今回の制限は、先ほども申し上げましたが、部活動やスポーツ少年団

は今までもやっておりません。ですので、やっている活動団体といいますのは、具体的に言いますと、いわゆるクラブチームのような活動、あるいはメンバーが中学校の部活動を中心として、学校から離れて保護者が主体となってつくられた育成会のようなチーム、こういったものが第3日曜日に活動していたという事実がございました。ですので、部活動などと同じような趣旨で、今回、第3日曜日は使用しないようにということでお願いして理解を求めているものでございます。

ただ、今まで利用してきたという立場での子供や保護者の中には、一日でも多く練習して強くなりたい、うまくなりたいという気持ちがあることは当然かと思えます。ただ、子供たちでするので、1週間、月曜日から金曜日までは毎日学校がございまして。そして、土曜日・日曜日を迎えるわけですが、第3日曜日もオーケーとしますと、毎週月から金曜は学校、もちろんその中には部活動もありますし、スポーツ少年団もあります。そして、土・日も全て活動になります。それでは健全な身体の発達というのは望めないのではないか、休養日も必要じゃないだろうかということもあり、そういった事実が年度が改まってから発覚してまいりましたので、来年度まで待つというものではなくて、この時期ではあります、8月から活動の制限ということについて決めてお願いするところでありまして、その理由などにつきましては、各団体、関係のほうの団体には丁寧に説明をさせていただこうと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） このような趣旨は大変わかりました。こういうクラブ活動など行っているスポーツ活動、文化活動、中学生にとって非常に有意義なものと疑う余地はありません。しかしながら、中学生が家族との間で活発なコミュニケーションをとり、自分が家へ帰って最も身近な組織として家庭に対して意識を深めること、スポーツ活動などと同じぐらい重要だと思います。

そこで質問ですが、その活動を禁止する意見に加え、家庭の日でふさわしい行事、催し物を検討されてみえますか。生徒たちへの効果を考えれば、ただ家庭の日で休みとするだけでは不十分だと思います。現在、家庭の日を利用した活動があれば教えてもらいたいですし、その成果についての御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 家庭の日でございしますが、そういった形でスポーツのほうでの活動の制限というふうにしますと、実際には地域や家庭の中で子供と向き合う時間は確実にふえるかと考えております。そういったことを踏まえて、自治会単位であるとか子ども会単位といった地域の中での活動ができるのではないかなと思っております。あるいは各家庭での読書だとか、家族がそろっての出かけるような時間、こういったものに費やすこともできるものとお

りますし、自治会さんのほうには、それぞれの単位の中でまた新たなイベント等も考えてもらえるとういかなということをおもっています。

市全体としましては、先日も18日に開催しましたような少年の主張大会、こういった企画もやっておりますので、今後もそういった内容で継続していきたいとおもっています。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今、教育長さんの話はよくわかりました。何せ初めて行う活動でありますので、今後、よく検討というか成果も見えていただいて、それによってはいろいろな考えをもって、いろんな活動をまた入れていただきたいとおもっています。

そこで、もう一つ関連事項なんですけど、この第3日曜が中学生、スポーツ少年団が体育施設を使わないということであれば、その日は市内の社会体育施設が今までのように稼働していないということが考えられます。すなわち、瑞穂市は体育施設がとても少ないところで、第3日曜に関しては一般市民への開放がふえるということだと私は思います。このことを市民の皆様確実に伝えていただきたいとおもいます。もし伝わっていないということであれば、至急御対応をお願いしたいとおもいます。

それでは、2番目のこれに関連した質問ですが、中学生の部活動において、体育館や武道場などの床の木片がめくれて体に突き刺さるという事故がここ10年で全国的に多発しています。瑞穂市の体育施設は全て木製です。それに建てられてから十数年たっているとおもいます。安心して部活ができるように定期的に点検がされているのか、また市内では大きな事件でなくても小さな事故の事例はあるか、お聞きしたいとおもいます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 体育館などの床のメンテナンスということで答弁させていただきます。

新聞報道でもございましたが、これは消費者庁が消費者安全調査委員会を設け、体育館などの床板の剥離による負傷事故について平成27年度から調査を進めてこられたというものです。今回、その報告書がまとめられて、5月29日付で文部科学省に対しての意見が提示されたというものが新聞等に出たものだと理解しております。

内容について少し説明させていただきますと、平成18年から平成27年までの間に、同種、あるいは類似の事故は7件発生しており、この中には木片が内臓に達した事例も報告されています。もう少し言いますと、バレーボールで6件、フットサルで1件ありました。レシーブ等で床に滑り込んで、だあっと入ったときに、木片がはがれていて体にずぼっと刺さったというものでございます。

状況は、被災者が床板の長手方向、木目の方向に沿って滑り込んだときに、体に刺さった木片が木材の繊維に沿って剥離していたことが全ての事故の共通内容であるというふうに報告が

出されております。

さて、御質問についてでございますが、報道発表を聞いた直後に、市の教育委員会としましては、市内の全ての小・中学校、保育所、幼稚園、あるいは市民センターや巢南公民館、教育委員会が管轄する全ての施設に緊急調査を行っております。その結果、穂積中学校の柔剣道場に一部剥離があるという報告がありました。応急処置はしてあるという報告ではありましたが、早速確認に参りました。いわゆるガムテープというもので、かなり厚く張ってありました。めくれば剥離している状態になるとは思いましたが、そのままに置いてある状況で、その工事を行う教育総務課にすぐ連絡して、教育総務課の職員、それから当該の学校の職員、建築業者が立ち会って、修繕工事の見積もりもその場で依頼しました。修繕工事につきましては、見積もりの準備ができ次第行いたいというふうに考えておるところでございます。その後、県のほうから調査をして対応しなさいという通知が参りました。

子供たちの安全を確保するというのは私たちの大きな使命だと思っております。今回のように全国のいろんな地域で起きた事例については、常にアンテナを張って対応できる体制が大切だと改めて強く思っております。また、施設につきましては、今後も日常点検を確実に実施することの徹底と、早急な修繕が必要、こういった状況になった場合は、迅速に報告を得て、早急に修繕工事が行えるように努めたいと思っております。

先ほどの穂積中学校の剣道場の剥離も、勤務が長い教員に聞いても、もう来たときにはそうなっていましたという状況でしたので、それについては改めて反省しなきゃいけないなと思っておることと、なお体育館等の床については、スポーツの種目によっては水拭きをされるところがあると聞いております。適切な管理を行って長く使えること、そして定期的なメンテナンスを行うことを今後は徹底していきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） どこよりも早い対応ということで、大変ありがとうございます。子供たちが安全に運動できる施設の管理をお願いしたいと思います。

それでは3番目の質問で、未来に向けた市政の考え方についてを企画部の方に御質問いたします。

まず、御存じのように、現在の日本は人口都市集中が進み、地方の小都市では若者の地元離れによる少子・高齢化が加速しています。ところが、我が瑞穂市は、住民の平均年齢が県内で一番若いというデータが示すように、まだ若者の地元離れが深刻な状況になっているものではありません。だからといってこのまま放置していくということは、将来の不安を増長させるものであります。

そこで、1番目の質問ですが、地元において若者が活躍できる場所や機会、市としてどのよ

うに考え、計画しておられますか。具体的な企画等がありましたら、お教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの北倉議員の御質問にお答えします。

議員が言われましたように、瑞穂市は現在、平成27年の国勢調査によりますと平均年齢で県内トップとなっており、全国でも791市のうち12位と若いまちとなっております。

そこで、若者が活躍できる場や機会という御質問でございますが、1つは中学生についてですが、昨年度実施しました瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想において、穂積駅前周辺の元気づくりについて、市内の３中学校に出向き、中学生にアンケート調査をさせていただき、気軽に話し合うワークショップ形式で穂積駅前の活性化について話し合いをしてもらった仕掛けを行いました。

また、教育委員会においても、中学生が社会の一員であることの自覚を持たせることを狙いとしたみずほ未来プロジェクトを立ち上げ、社会の一員として地域にかかわりを持たせるための事業を開始しました。特に昨年度は、みずほ未来プロジェクトにおいて、大月多目的広場の20年後というテーマをもとに３中学校で討論、意見を出し合い、３月の市民の集いで市民にその意見等を発信するなど、中学生として地域にかかわる事業を行っております。

瑞穂市ＪＲ穂積駅圏域拠点化構想で参加された朝日大学の学生さんについては、ほづみ夜市の実行委員長を務められるとともに、合同報告会においても発表者として積極的に参加されたところであります。

また、社会教育活動の中で、地域の子供たちが校区活動に参加している事例があります。例えば校区で実施される運動会では、小・中学校の児童・生徒が役割を持って運営に携わっています。また、巣南校区の各自治会で開催する地域のお祭りでも、地域の大人たちにまじって地域の一員としてお店を出したり、ゲームを企画したり、お祭りを盛り上げてくれているところでもあります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔３番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○３番（北倉利治君） 私も、また後で出てきますが、中学生、それから朝日大学の活用というのは非常にすごいなと思っております。ただ、しかし私としては、瑞穂市に在住される高校生、大学生、そういう方がもっと活躍する場所が欲しいと自分では思っております。その質問はまた後で出てきますので、済みません。

それでは、若者たちが自分たちの住むまちで愛着を感じ、他地域への流出を防ぐには、若者たちの興味・関心を引くものが地元にあることが大切です。近隣の市町を見ますと、このような考え方でしょうか、若者に注目を集めるような取り組みが見られます。例えば本巣市では、

もとまる君を題材にしたLINEスタンプを発売しています。また、山口市では、山県さくらを主人公にした山県市名所めぐりをホームページで開催しています。

そこで質問ですが、当市ではこのような若者が興味深く関心を持つようなことをどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの御質問ですが、先ほどのJR穂積駅圏域拠点化構想の中で、中学生のワークショップはもとより、将来の穂積駅周辺について自由闊達に意見を言うていただく場としてワイワイ会議を開いており、朝日大学の学生さんにも参加していただいているところであります。

ただ、ワイワイ会議の様子など、ホームページ等を使って情報を発信し、若者の意見等を言ってもらおうと狙っておりますが、場所や時間の制限、参加される方が特定されてくるなど、なかなか若者に参加していただける状況にないのが現状であります。そこで昨年9月には、もっと時間帯に制限されず、また多くの若者が利用していることからフェイスブックを開設し、自由に若者の意見を言える環境をつくりました。

また、先ほど北倉議員が言われましたように、本年度は瑞穂市においても「かきりん」を使ったLINEスタンプの作製を検討しているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 先ほどから中学生等の駅前構想のことで言われますが、視点をもう少し変えてもらいたいというのが私の意見です。もちろん中学生とか、そういうところは非常にいい活動になっておると思いますが、現在のここから通っておる高校生とか大学生が、これからまちをどのようにしていこうかというのは大変考えておると思います。それをどのように取り入れていくかというのが行政の仕事であり、私たちの仕事じゃないかなと思っておりますので、もう少し知恵を使って、そういうところに取り組んでいただければいいかなと思います。

近い将来には、半数の人が100歳まで生きられる時代が来ると言われます。それによって教育や労働、生活のスタイルも大きく変わっていかなければなりません。そして、そのような時代の真ん中に立つのは、これから大人になっていく若者たちです。私たち大人は、考えを事業レベルに変革して実施するキャリアとノウハウを持っています。皆様もお感じのように、発想の柔軟性はかなり持っています。

一方、若者たちには円滑に事業を企画、運営する能力は十分とは言えませんが、アイデアを生み出していく柔軟な発想力を持っています。この市を将来どうしていくのかについて、将来の市を担う若者たちのアイデアを参考にしない手はありません。今週日曜日に行われました青少年育成市民会議でも、わたしの主張2017の中で、中学生が将来の瑞穂市をこうしていきたい

という発表もありました。

そこで質問いたします。

柔軟で豊かな発想力を持つ市内在住の高校生や大学生のアイデアを吟味して、よいものを取り上げて予算化し、キャリアとノウハウを持つ我々大人たちが協力して実行していくような取り組み、まずは単発のイベントレベルでもいいと私は思います。このような提案に、市としてお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議員が言われますように、若者が参画することで地域社会が元気になったり、健やかに子供が育っていくんであるというふうに考えております。そんな中で、市内在住の高校生、大学生などが企画するイベントなどが実行できる仕組みを考えてもらえませんかということですが、現在、高校生や大学生などが企画するイベントとしてはございませんが、高校生や大学生が参画できるようなイベントの仕掛けは考えていきたいと思っております。

特に昨年度の若者のまちをアピールするための水と緑のマルシェでは、岐阜聖徳学園高校や朝日大学歯科衛生士専門学校にイベントに参加してもらったり、富有柿を使ったパンのアイデアコンテストなどでは高校生がグランプリをとったなど、若者が参画できるようなイベントがありました。本年度も昨年度同様、若者をターゲットにしたマルシェイベントを考えており、多くの高校生、大学生など、若者が参画できる仕組みを考えていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 午前中に行われましたくまがい議員さんのほうから、岐阜市の活動支援事業というのを見せていただきました。まさに私はこれが言いたくて、くまがいさんのアシストで私はこの件が言えますが、本当に事業を子供たちというか若者が考えて、それに予算をつける、この事業というのは本当に僕は見習うべきであると思います。ですから、先ほど言われるかたいお話ではなく、若者が意見を言えて、こういう予算ももらえる、また予算も自分で決められるような若者が出てきたら、本当に政治もわかってきて興味を持ってくる、そういうところにもつながってくるんじゃないかなと思っておりますので、そのような企画をお願いしまして、企画部への質問を終わらせていただきます。

それでは最後に、国の補助事業であります「我が事、丸ごと」地域づくり推進事業の活用についてでございます。

さきの3月議会において、「我が事、丸ごと」地域づくり強化に向けた取り組みが国の平成29年度新規事業になり、国の予算で、住民に身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握し、解決に結びつける体制づくりを先駆的に取り組めるように、20億円計上されています。このよ

うな補助金をうまく活用し、地域包括ケアシステムの構築の活用、利用される考え方について質問いたします。

今年度、各校区において地域包括ケアシステム構築に向けて進んでいます。現在、各校区ではどのように進められておりますか、進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 北倉議員の地域包括ケアシステムの構築の御質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムは、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスがつながりよく供給されることが必要となります。その中でも必要な視点として、生活支援、介護予防には、助け合いや見守りなど、住民みずからが主体となって取り組むことがポイントにあります。各小学校校区に社会状況や地域の実情を理解していただき、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けてもらうために、協議体として地域支え合い推進会議というのを設置してもらうような説明会の日程が決まりつつあります。さらに、幅広く訪問講座などを行い進めていきたいと考えています。

こうした説明会などを行いながら、小学校区ごとで地域の情報交換や自分たちの地域の将来、福祉の課題などを話し合える場である第2層協議体を立ち上げていきたいと考えています。協議体では、地域の福祉課題を出し合うとともに、自分ではどのようなことができるのかというようなところまで掘り下げていきたいと考えています。また、第2層協議体である小学校区で取り組むより、市全体で取り組んだほうがよいというような課題については、市全域である第1層協議体において協議や課題解決に向けてボトムアップするような仕組みも考えています。このような仕組みの中で、住民の皆さんで行うさまざまな活動につないでいきたいと考えています。

今年度、穂積小学校区においては、現在の校区活動組織に福祉部会を立ち上げていただき、課題の集約から地域で話し合うところから協議体を設置していただいて、委託事業に向けて進んでおります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今のお話からしますと、先行している校区では、委託契約をして、支給されて取り組む校区があることです。これから説明会が行われ、協議し、組織づくりが始まる校区と非常に大きな差があるのではないかなと思います。この辺に関してはどうにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ただいまの御質問は地域差というようなことだと思いますが、現在では確かに進んでいる校区と、これから説明会を行う校区がございます。できる限り同じ歩調で進めていくことを考えていきます。極力地域における差異が生じないように進めていくことが私どもの役割というふうに考えて進めていきますので、よろしくお願いをいたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 策定している地域包括ケアシステムには、母体となるべき小学校区自治会連合会を前提に考えているものですが、小学校区や中学校区における役員が重複するということがあると思います。重複するということであると、地域に負担がかかってきます。その辺が心配ですが、どのような対応をされますか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ただいまの御質問は、小学校区の自治会の構築と中学校区との活動の中で重なる人が見えるのではないかとというようなことと理解しております。

穂積校区にあっては小学校区でわくわく活動とか、牛牧校区では友愛会というようなものの組織があり、小学校単位で活動してみえます。一方、巢南地区にあっては、逆に小学校区活動が少なく、中学校区活動が行われております。そこで小学校区の活動を構築して、そのまま中学校区の活動も同様に行われるということになると、役員の方には重複もありますし、現状の役員さんにはいろんな仕事や役職を兼ねておられると思い、多忙になっていると思います。また、なり手がなく、御苦勞をかけているというような認識をしております。

いかに小学校区単位と中学校区単位というのを調整するということが課題になってくると思います。これには、福祉部だけではなく、関係する部署が集まり協議したり、必要に応じて地域の中に入って協議に加わるということも考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 今の答弁からいきますと、既存の小学校区活動が、そのまま小学校区自治会連合会となり、地域包括ケアシステムの協議体となる校区にあっては負担は少ないと考えますが、それでいいのかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 現在ある小学校区の活動が、小学校区自治会連合会というのと、そのままイコールとなるというのか、あるいはまた現在の小学校区の活動が母体ようになって、その組織が地域包括ケアシステムの協議体になるというような校区は、穂積地区では穂積小学校区のわくわく活動や牛牧小学校区の友愛というのが該当すると思います。現状では、このような校区が先行して地域包括ケアシステムづくりに進んでいくわけですが、他地域においてもすぐ

れた地域資源がございますので、その人的資源や地域の主体性を引き出すような形で進めていくことを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 市役所の組織が、現状の校区活動は生涯学習課、自治会活動は総務課、地域包括ケアシステムに関しては地域福祉高齢課と、縦割りの行政がそのまま延長されております。行政もスムーズに一元管理をすべきだと考えております。質問通告はしておりませんが、ワンストップとなる一元管理の部署をつくっていくべきだと提案しておきます。

次に、地域における課題には多種多様な課題ばかり発生しています。日常生活に支障が起きるものも多くあります。家の中がごみ屋敷になったりすると、地域の衛生問題にまで発展したりします。自宅に引きこもるようになると、地域とかかわり合いがなくなる80歳代の親と50歳代の子供が暮らしていて、子供は無職で生活困窮ですが、親の年金で生活し、社会とかかわりを持たず孤立している、このような事例はきのうのニュースでも同じような事件があったと思います。孤独死などで悲惨な事件が起きています。また、子どもの貧困など制度のはざまにおける問題など、地域の日常生活課題はさまざまであります。そのような事例があれば、説明していただきたいとは言いませんが、どのように今のようなことを対応していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問は、制度のはざまの解決の対応というような御質問ということで理解しております。

高齢者でもなく、例えば障害の方でもないというようなはざまの問題や、御質問にもありました、おうちの中がごみの山とか、若い年代のひきこもり、親が80歳代で子供が50歳代でひきこもりと言われる8050問題など、地域にはよくある課題というふうに捉えています。

このような問題は、市役所でも複数の部署にまたがる潜在的な日常生活の課題です。最近では、どの部署に該当するのかわからないような孤独や孤立というような問題もございます。これらの問題を持つ人が市役所に相談に訪れていただければよいのですが、まず来られることはございません。待つだけではなく、アウトリーチといいまして、こちらからも出向いていくようなことも必要と思っています。そのためにも、地域の小学校活動とつながりをつくりながら、小学校活動の中に福祉部会という形で福祉にかかわる人、新しく支援をしていただける方をふやすことを考えています。

また、制度のはざまを埋めるというような機関としては、市役所もあるとは思いますが、その意義から考えられるのが社会福祉協議会でございます。先進の市の例からしても、社協がかなめになって地域やNPOなどの活用で対処している例がございます。瑞穂市においても、社

会福祉協議会や地域の関係団体との連携をとりながら進めていきたいと考えております。

〔３番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○３番（北倉利治君） ありがとうございます。

地域包括ケアシステムには、健康で元気な高齢者がどのように支え合っとかかわっていくことができるか、それを活用することができるのはシルバー人材センターではないかと私は思います。シルバー人材センターの役割を明確にし、事業の拡大をし、会員をふやすことが求められると思います。シルバー人材センターの今年度の活動をどのように指示、指導しておられるのか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御存じのとおり瑞穂市のシルバー人材センターは、昨年４月よりかねてからの念願であった公益社団法人となり、事業を拡大し、会員確保に向けて取り組んでいます。市が進めています地域づくりにも一躍お願いしたいと考え、昨年の８月には市と空き家の管理に関して協定を結んで、空き家を身近な地域のシルバー会員で行ってほしいということからの協定となりました。

今年度と来年度に通常の補助金に５０万円を加算して、会員確保のため、そして市の課題に係るような事業に取り組んでもらえるように増額をしています。今年度には２事業を行っています。

まず１つ目は、高齢者向けのスマートフォン教室を行います。この目的は、高齢者がスマートフォンを持つことで、認知症予防などの健康づくり、また地図情報などで情報活用ができるようになり、行動範囲を広げていただいたりすることです。さらには、市のホームページやシルバー人材センターのホームページを見てもらうということも目的にございます。

２つ目は、瑞穂市は富有柿発祥の地としてＰＲをしています。しかし毎年、生産者は高齢化により管理ができなくなって、収穫量も減少をしています。冬季にはシルバー人材センターに、管理ができないということから、柿の木の伐採依頼があります。今年度は、あくまでも試行的に業務委託というような形で、剪定、摘果、摘蕾、消毒、収穫作業まで管理をするものです。収穫に至るまでに収入がないことから、この補助金を活用いたします。この取り組みを事業化するには、制度的にもクリアしないとならない問題、課題もありますが、会員をふやして特産品の富有柿の品質や生産量の維持を考えています。

また、高齢者が社会参加するということで、生きがいや生涯にわたり活躍できることとして、全国的や近隣市町でシルバー人材センターによる生活支援のサービスを位置づけているところがございます。具体的にはシルバー人材センターとはまだ進めていない状況ですが、他市の事例も参考にしながら現在進めています地域づくりの中で日常生活支援に必要なことをシルバー

人材センターの方をお願いするというようなことも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 私もシルバー人材センターのことをよく知らなくて、このようなこともやってみえるんだということを初めて知りました。富有柿の伐採、柿畑の委託事業、非常にありがたいと思いますので、これからも事業化できるように進めてもらいたいと思っております。

小学校区自治会連合会を設置し、地域包括ケアシステムにおいて日常課題を解決する支え合いの地域づくりの強化や、障害者福祉、子育て支援、健診、それから健康づくりなど、ワンストップで相談できる体制づくりに国の補助事業である「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業を活用し、全世代共生型支援体制とし、自立する地域づくりに活用してはどうか。このことについてどのように考えてみえるか、お聞きます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業には、住民が主体的に地域課題を解決する体制づくりや、多機関との協働による包括的な支援体制の事業の2つがございます。このような取り組みに対して、国のほうから4分の3が補助されます。

この「我が事・丸ごと」地域づくり事業は、高齢者の包括ケアシステムのさらに先にある地域共生型社会を目指すものになりますということで、3月のときには答弁をしております。その後の国の動きは早く、今月の18日まで行われておりました国会において、5月26日に地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の改正が可決をされています。この内容は、介護保険法、健康保険法、児童福祉法など、全部で31もある法律の一部改正となっています。

内容には、高齢者だけの地域包括ケアシステムから、障害のある方、子育て世代の方、全ての人が年齢や状況を問わず、地域では各世代の方がさまざまな生活課題を抱える場であることから、全世代型のシステムへの地域共生社会への移行が明確に示されました。ですから、地域包括ケアにある福祉、介護、介護予防から、就労や子育て、教育など、多様な課題解決に向けての改正となります。これは福祉にとどまることなく、全世代にわたる人のニーズに応じた相談支援体制の整備になります。

地域の課題はもちろん、制度のはざまである問題や孤立の問題、経済的貧困、その他複合的要因から発生する今日的な社会問題に対して丸ごと受けとめ、課題解決を図るものでございます。

瑞穂市においては、この地域包括ケアシステムの構築とは別なモデル的事業として、全世代の住民が主体的に試みる体制づくりとして、行政や社会福祉協議会、そして地域とをつなぎ、取り仕切ることができるような組織に委託をして、地域に丸投げではなく、強制でもなく、自

然体で地域力を強化するようなことを推進したり、多機能協働となるべきまちづくりへ導けるような「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業の補助金の活用を考えて、募集があれば活用していきたいと考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 今の部長の答弁からしますと、私は国の補助事業である「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業をぜひとも活用していただきたいと思っています。

巢南地区は、先ほど部長からも説明がありましたが、穂積地区と状況が異なります。小学校校区での活動は余りしていません。各自治会単位か中学校区の活動になっています。穂積地区とは異なった新たに小学校区を設置するものです。ですから、地域任せでなく、行政がどこまでかかわってもらえるか疑問になります。自治会へ行きますと、市民の方は何をやったらいいいですかということを聞かれると。そうじゃないだろうと。行政がこういうこととこういうことができるんだよということを言っていたかないと、市民に丸投げして自分たちでやりなさいということでは、大変市民の方は迷うということだと思います。

ですから、このような「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業の資金を活用し、地域に主体的に任せるのではなく、地域の考えを取りまとめて、先進的に視察に行ったり、具体的に地域に張りついて進めてもらい、相談に乗ってもらいながら進める必要があると思います。

この件に関して市長のお考えを聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重なりますが、地域丸ごとで受けとめるような課題を解決するようなものを瑞穂市においても、地域包括ケアシステムとは別に、モデル的な事業として募集があれば活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） いろいろ質問させていただきましたが、地域包括ケアシステム、いろいろなことを関係してはきますが、まずは最初に高齢者のところに行って、高齢者が本当に健康であって、介護予防ができて、認知症予防ができて、やれるところから始めていただきたいと。大きなものは後からついてくるといいますので、その辺のところをお願いしまして、本日の質問を全て終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、3 番の北倉利治君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君）　以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会　午後４時52分